

3 月 1 1 日 (月)

(第 2 日目)

## 平成25年第1回南関町議会定例会（第2号）

平成25年3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（7名）

- ①6番議員 ②9番議員 ③1番議員 ④8番議員  
⑤11番議員 ⑥2番議員 ⑦5番議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 井下忠俊君  | 2番 境田敏高君 |
| 3番 打越潤一君  | 4番 鶴地仁君  |
| 5番 田口浩君   | 6番 島崎英樹君 |
| 8番 山口純子君  | 9番 橋永芳政君 |
| 10番 唐杉純夫君 | 11番 酒見喬君 |
| 12番 本田眞二君 |          |

### 3. 欠席議員なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（13名）

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長 上田数吉君       | 住民課長 木村浩二君  |
| 副町長 本山一男君       | 福祉課長 坂井智徳君  |
| 教育長 大里耕守君       | 経済課長 雪野栄二君  |
| 総務課長 堀賢司君       | 建設課長 大木義隆君  |
| 会計管理者 北原耕治君     | 教育課長 大石和幸君  |
| まちづくり推進課長 佐藤安彦君 | 延寿荘長 福田恵美子君 |
| 住民課審議員 菅原力君     |             |

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

- 議会事務局長 松本寛君 書記 橋本恵君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。ご着席下さい。

ただ今から、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりですが、開会初日に申し合わせたように、本日午後2時46分に東日本大震災で亡くなられた方々に対しまして黙祷を捧げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） おはようございます。6番の島崎です。一般質問を行います。

まず、陶器梅まつり、土曜、日曜ございました。2万人の過去最高の来場ということで、関係の皆様方、本当にお世話になりました。お疲れさまでした。

ただ今議長のほうからございましたが、東日本大震災、原発事故からちょうど今日で3月11日、2年となります。2年前もちょうど議会の開催中だったと思います。一般質問だったと思いますが、家でテレビを見ますと、大きな波が町を襲って、田んぼあたりを上ってくる様子、本当に尋常ではないことが起きたなあというふうに直感的に思ったものです。災害の記憶というのは時間が経ちますと薄れがちになりますけれども、今も避難生活を送られている方のことは忘れてはいけない、そう思うものでございます。

その一つは、震災の教訓として胸に刻むことが必要だろうと思います。震災は公共施設や公共インフラの老朽化の問題、これがちょうどクローズアップされているときに起きたとよくいわれます。高度経済成長期以降、全国で集中的に道路や下水道、また学校、公民館等、整備がなされております。それらの施設が30年から40年を経過して老朽化している。全国どこの自治体も問題となっていることだろうと思います。待ったなしの状況だろうと思います。

南関町におきましても、同様の傾向があると思います。国や自治体ともに財政厳しい中でございますが、多くの施設の老朽化、これを効果的、また効率的に更新を進めていく、計画的に進めていくということが大事だろうと思います。財政負担が増えないようにしていく、これが最近いわれます公共施設のマネジメントということだろうと思います。

そこで、今回の質問でございます。第1番目として、町施設の大局的検知からの取り扱いということで出しております。庁舎の耐震問題、延寿荘の著しい老朽化、指定管理の受け手がなく、町直営に戻る総合文化福祉センターうから館等々、以上のような状況を踏まえて町施設について大局的検知からの今後の取り扱いを考える時期にあるように思います。つまり補修や改修による延命、または建て替え、既存施設を異なる施設として活用するなど、いずれにしましても将来を見据えた住民福祉の向上と財政のバランスが欠かせないと思います。今から検討を始める必要があると思います。町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、町長交際費の支出基準ということで出しております。平成24年9月に一般質問をさせていただきました。支出基準を設ける必要があるのではないかとお尋ねしましたところ、町長のほうから、基準を設けたいと答弁をいただいております。しかし、未だ基準が示されておられないようでございます。準備をいただいていると聞いておりますが、その後どうなっているのか、4月から発表されるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

3番目でございます。中学校各教室へのストーブ設置ということで挙げております。今年1月末、中学校のほうを訪問させていただきました。たいへん寒いときでございました。女子生徒の方々が制服の上から体操服を着込んでですね、そしておまけにその膝掛けも足に当ててですね、授業に臨んでおられました。たいへん寒い様子が伺えました。教室にストーブを設置して、学習環境、この向上を図る必要がないかということで出しております。エアコンの設置の話もアンケート調査が出されたというふうに聞いております。このへんのことも含めてお尋ねしていければなあと思っております。

以上3点です。本日は7人、議員各位、質問を用意しておりますので、貴重な時間でございます。執行部におかれましては、簡潔な、また前向きな答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました6番、島崎議員の町施設の大局的検知からの取り扱いについての質問にお答えいたします。

本年度南関町役場庁舎と南関町公民館の耐震診断を実施いたしました。その結果、庁舎、公民館ともに耐震基準に適合しておらず、今後建て替えが必要となったと私は思っております。このため、来年度早々に関係課等でプロジェクトを立ち上げ、改築の場所、時期等につままして検討していきたいと考えております。この検討を受けて議会や町民の皆さまと協議をしていきたいと考えております。また、そのほかの公共施設につつましても、建設後10年以上経過している建物が多く、日頃の

点検の強化を含め、長寿命化計画を作成し、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、町長交際費の支出基準のご質問にお答えいたします。昨年9月に島崎議員からの質問に、支出基準を設けていきたいとお答えをしておりました。今年3月に南関町町長の交際費の支出基準を策定し、平成25年4月から施行することにしております。詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） おはようございます。6番、島崎議員の3番目のお尋ねについてお答えをしたいと思います。お尋ねのとおり、南関中学校はですね、創立以来もう26年目ということでございますが、これまでずっと中学校の長い歴史の中でエアコン施設がない中での学校生活ということで送っていたところでございます。昨年度、保護者のほうからエアコン設置ということで希望が出され、しかし、学校あるいはこれまでの長い歩みの中で、そこまでは必要ではないという両面からのですね、意見が出されてアンケートが取られ、そしてちょうど五分五分といったような状況の中で今日まできているのが現状でございます。ちょうど議員が冬にストーブがない教室を参観いただいたということでございますけれども、これにつきましてはこの後、担当課長のほうでいろいろと状況を調べまして、詳しくはお答えさせていただこうかというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 私のほうからは、庁舎と公民館の耐震基準、今年、コンサルを通して耐震診断をしていますので、その結果の状況をお知らせします。

まず、耐震基準ですけど、I s 値0.3以上なければならぬところが、南関町役場においては一番最悪、最低のところは0.16しかなかったというふうな結果が出ております。補強案については、1階のコンクリート強度が低すぎるため、そのような強度に対する補強方法がなく、改築が必要と判断すると、コンサルの意見が出ているところでございます。

それから、公民館部門でございます。先ほど言いましたI s の一番低いところで0.16という結果が出ております。この結果については大集会室、いわゆるところが悪いというような結果です。補強案についてはですね、RC部分、これは事務所の部分ですけど、これについては補強が必要であり、大集会室の部分については補強の方法がないので建て替えが必要であるというコンサルの意見が出ているところでございます。

続きまして、町長の交際費の支出基準につきまして簡単に説明します。第1条から第4条まで構成しております。第1条に主旨を明記しております。交際費に対しまして、透明性と公平性を図り、交際費事務の円滑な推進を図ることを目的とすると。第2条に支出基準を定めております。第3条が公開です。支出年月日、支出項目、支出内容、支出金額を公開すると。ホームページ等で公開していくということで規定しております。第4条に見直しを規定しております。社会通念上や社会経済上の変化があった場合については、常に適切な支出見直しを行うというような規定を決めているところです。一応、平成25年4月1日に施行したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 6番の島崎議員の中学校へのストーブということでお尋ねがっております。まずですね、この件を検討するにあたって、現在小学校にはストーブを設置をしております。中学校には設置をしてないということでございます。問題点をちょっと精査をしましたけれども、まず財源の問題ということで、初期投資とか維持管理費、取り替えの経費ですね。それと、教育的観点や健康への配慮の観点、それから他の市町村の設置状況ですね。これはいろいろ温度のですね、地域間格差はあると思えますけれども、このへんの他市町村の設置状況、それと冬の暖房のみならず、冷房という課題があります。これについてはですね、1年半前とつい先日、町Pのほうでアンケートを取られております。これはエアコンということで、特に夏の冷房を重きをおいてあるようなものであります。それと、この件につきまして、暖房のみを考えておりましたけれども、今、PM2.5のことを考えますと、今、夏は扇風機を全部設置しておりますけど、これは窓を開けて、扇風機を風通しをよくしてするというのが前提になっておりますから、今年、この問題が窓を開けたらどうなるかということが一つ課題となっておりますので、これも一つ検討課題かなというふうに思っております。

近隣の市町村、玉東、長洲、和水をちょっと調べてみましたけれども、玉東に関してはエアコンが小中学校入っております。長洲は今、小中学校、いわゆる中学校2校、小学校4校ですかね、エアコンを入れる方向で今検討をされているそうです。ちなみに、今のところ、聞いてみましたところ、約、初期投資に1億円ぐらいかかるんじゃないかということをおっしゃってございました。和水につきましては、新校舎が今度出来る予定ですけれども、これについてはエアコンの設置は考えてないということでした。対流式の温度をちょっと温める、対流式を考えているけれども、これが果たして冷暖房にはどうなのかというのはまだちょっとはつきり言えない

けれども、エアコンは入れないということで回答を得ているところがございます。まだ、町長部局には、特に財源の問題等でご相談することがあると思いますけれども、今の現場といたしましては、そういうことを考えております。

1年半前にエアコンについてPTAで取ってありましたけれども、これにつきましてはやはり賛成・反対がありまして、特にPTAがお金を出してでも入れてくれという意見が非常に多かったというのがアンケートでございます。必要ないという意見の中には、やっぱり子どもは汗をかいたほうがいいのか、自らの体温機能が低下するとか、そういった意見がございます。そういうことで、エアコンも含めまして、PM2.5も含めまして、少し検討させていただきたいというふうなことで今お答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問を開始してください。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） それぞれ3点につきまして答弁をいただきました。ありがとうございました。

まず、1番目でございますが、役場の庁舎、それから公民館が耐震基準を満たしていないということで、建て替えが必要と、町長のほうから建て替えが必要と思うというご答弁がございました。庁内にそのプロジェクトチームを検討して立ち上げて動いていかれるということでしたが、これはいつ頃までといいますか、方針を出される予定なのか、1年後ぐらいなのか、それともどういうスケジュールになるのかですね、ちょっとお尋ねしたいと思っております。総務課長ですかね、お願いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 町長の答弁にもありましたとおり、4月になって、新年度早々に立ち上げていきたいと思っております。その結果につきましては、できるだけ早く、半年ぐらいで方針を詰めていければと。いろんな検討案のパターンが出てくると思っております。できるだけ早く、その考えを出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。それはもうぜひですね、動きを早めていただきたいと、していただきたいと思っております。

それから、ここでお尋ねしたいのが、大局的検知ということで今回出しております。町全体の中でいろいろ施設がある中で、どのようにこれからこの施設がやっぱり必要なのか。老朽化している、じゃあ直さにゃいけない。しかし、直さないといけないならば、やはりこれから先のこと、人口動態、またいろんな使われ方、使う

人が増えるのか減るのか、そういうことをしっかり見極めて、それぞれの施設を見極めていかなきゃならないというふうに思います。

私がこの大局的なことということで出しましたのは、うから館の問題が出たからでございます。いわゆる指定管理者が受け手がなかったということで、あれだけの施設、温泉施設があり、ホールがあり、調理場があり、駐車場もある。そういう施設をこれから温泉施設として、町として持つておく必要があるのかどうなのか、それをしっかり議論すべきだろうと思ったからです。これをきっかけに今回の質問にいたったわけでございますが、そこで一つずつちょっとお尋ねしていきたいと思えます。うから館のことです。福祉課長、お願いします。

今、うから館の利用ですね、町外、町内、入湯、温泉のことだと思いますけれども、およそで結構です。何割かで結構です。利用の状況はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ただ今、6番議員さんのご質問ですけれども、利用については入湯者ということで、約7万人ぐらいの利用ということで、その内訳といたしまして、町外が7割程度、それから町内が3割程度ということで、数字的には認識をいたしておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。うから館につきましては、新年度の予算でございますね、総合文化福祉センター検討委員会、検討委員の謝礼ということで2,600人分の10人分、6回分の会議の費用が出ておったと思えます。これはうから館の検討ということで、どういう会議、委員会というものになるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 担当課といたしましては、早急的にうから館の検討委員会ということで、4月から発足ということで予算を計上させていただいております。その委員会におきます委員さんの構成につきましては、人員的には10名という形で一応予算計上いたしております。また、その委員さんをどういう構成にするのか、それからどういった会議で進めていくのかというのは、新年度早々、早急に検討をする予定といたしております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。ちょっと確認ですけど、それは今後の指定管理者を選ぶという会議ではなくて、今後のうから館という建物のあり方を考えるような委員会の性格をもっているというふうな理解でよろしいんでしょうか。いか



がですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） この委員会につきましては、やはり施設をどういった方向にもっていくのか、そういった内容が重点でございます。その内容につきまして、当然、指定管理者における公募につきまして、完全な福祉施設とするのか、違った意味でうから館を全体的に運営していくのか、そういった検討になりますので、一応うから館の指定管理者についての影響も大部分占めると思います。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。あくまで私が申し上げますのは、大局的と繰り返しますけれども、町全体の施設をこれからしていく中でございます。役場の庁舎、公民館については、またプロジェクトを立ち上げる、うから館についてもまたこれから考えられるということでございますが、ぜひ網羅的な横の連携をとっていただいて、町のグランドデザインといいますか、大所高所からのその施設のあり方を考えていただきたいということで、そこは強く申し上げておきたいと思えます。

続けてちょっとうから館です。確認です。うから館にボイラー、指定管理者のほうで、今の指定管理者のほうで設置をされました。これはこれから立ち上がる会議の中でそのボイラーを使う、若しくは使わない、使わない場合はその撤去ということでそういう約束、指定管理者のほうとの約束はあっておりますですか。そちらのほうで撤去されるかどうか、そこをちょっと確認いたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） バイオマスボイラー関係ですけれども、4月1日から直営ということで実施いたしますけれども、やはりボイラーを使わない、灯油だけの経費がいくらかかるのか、その実態を調査する必要がありますので、4月1日からにつきましては当面バイオマスボイラーの使用は考えておりません。それから、今後、指定管理者の公募で選定をさせていただきますけれども、その選定の暁には、その指定管理者がそのバイオマスを利用するのかわからないのか、そのへんの意向も検討する必要があります。また、その指定管理者がバイオマスを使わないというような方向であれば、一応設置許可時に撤去等についてはすべて設置者の費用にて撤去するという条件を付して許可をいたしておりますので、その方向で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 課長、ありがとうございました。その確認の、ちょっとことをいたしました。指定管理のほうで撤去するときには撤去すると、費用をもってされるということで確認いたしました。わかりました。

それでは、福祉課長、また続いてですが、各施設のちょっと状況を確認したいと思います。延寿荘でございます。荘長、来られておりますけれども、監査委員としましても、その延寿荘のほうを見させていただく機会がございます。たいへん老朽化していると思います。高齢の方々、今まで一生懸命、人生頑張っておられた、家庭のこと、会社、また社会の一員として頑張っておられた、そういう方々が本当最後ですね、住まいといいますか、建物になっているわけでございます。そこが本当にもう厳しい状況というのは、心苦しい、悲しい思いもいたします。そういう中で本当スタッフの方々ですね、一生懸命、職員の方々、頑張っておられることを思いますと、本当にこれからのことを考えるものでございます。

そこで、延寿荘につきましては、民営化検討委員会ですかね、これが立ち上がっております。この会議の動きなどをちょっと教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ただ今のご質問でございますけれども、延寿荘の民営化検討委員会ということで、2年前だったかと思っておりますけれども、答申といたしましては民営化が望ましいという答申を受けております。その委員会につきましては、答申後、開催はいたしておりません。といたしますのが、早急に解決する問題とは認識しておりますけれども、ご承知のように、保育園の統合、それから指定管理者等について、一応担当課としましては、急急に対応する作業がございました関係で開催をしていないというところでございます。しかし、保育園の統合、それから来年度、指定管理者等のうから館のほうに一応スタートいたしますので、そういった意味で、できるだけ早い時期に検討委員会ということで、メンバーについては同じ方がなれるか、そのへんはまだ検討をいたしておりませんが、ぜひ延寿荘の改築、それから今の延寿荘につきましては、改築等をするならば、当然、制度が変わりまして、2人部屋から1人部屋というような形で、それから特老と併設をいたしておりますので、こういった施設が全国でも非常に珍しいというか、特異な併設の施設でございますので、そういった検討についても、先ほど総務課長のほうから総合的なプロジェクトを立ち上げるということで答弁がありましたように、そういった中でも横の連絡を取りまして、並行しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 課長のほうから、私が申し上げたいことをしっかり言っていただきました。本当にまさに横の連携ということでございます。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ずっと福祉課長ばかりですので、住民課長のほうにちょっとお尋ねしたいと思います。町だけの施設ということでお尋ねしとるんですが、隣の和水町で持っている施設が一つあると思います。火葬場でございます。この火葬場のほうも動きがあっているように聞きますものですから、どういう状況になっているのかお尋ねをしたいと思います。老朽化ですね、そこでこれから新しいのを造ると、そういうふうな話をちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

南関町のせきすい斎苑といいますか、火葬場につきましては、築後、やはり30年ほど経過しているというものでございます。ご存じのとおり、2町の連絡協議会をもって運営等のお話をしていっているところでございます。維持運営についての予算につきましては、南関町のほうで事務をもたせていただいて、予算計上を通して運営をしているというところでございます。

和水町のほうにつきましては、ご存じのとおり、和水斎場というのもお持ちでございます。和水町さんのほうは、和水斎場とせきすい斎場と2つを持っておられるというふうな形もありまして、和水さんのほうでお話をされて、そういった結果を踏まえて、南関町のほうと現在協議をしているという形でございます。もうご存じのとおり、協議会のほうには議長様及び産業厚生委員長様もお入りでございまして、両町、両方入っていただいて協議をしております。今後、こういった方向で、こういった形で進めていくかということに関しましては、やはり両町にしても財源の問題、あるいは設置場所の問題等々がございます。それを含めてお話をしながら、あるべき形といいますか、そういった形に進めていければというふうなことで現在進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。

またちょっと福祉課長に戻るんですが、第一保育園が今度、3月23日閉園式ということで閉じます。この跡地のことを一つお尋ねしたいのと、そのほか二、三、四ですね、第二保の解体の費用も今回出とったですかね、出ましたかね。そのようなことで、各閉園した保育園の取り扱い、決まっておるならば、総務課ですね、財産管理になりますが、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず、第二保育園ですけど、25年度の予算の中で解体して、第二小学校の駐車場にしていきたいと考えております。それから、第三保育園

ですけど、現在は体育館の耐震構造に伴って、体育館の備品を置いております。26年度にまた三小の校舎の耐震改修工事が始まりますので、そのための一応備品等の置場にしていきたいと思います。第一保についてはですね、今のところまだ解体を考えておりません。一部の団体から貸してほしいというふうな申し出がっております。公的団体でございますけど、その状況等を踏まえて、どう活用していくかという部分と、将来的にはですね、団地の建替事業も発生すると、大津山団地の建替事業も発生すると。そのためには新しく場所には第一保育園跡地を活用していく方向も考えているところです。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 課長、ありがとうございます。

団地の建て替えですね、そのとき思ったんですが、公的団体からいろいろ活用の要望が出ているということだったんですが、その団体はどういう団体かというのをお伝えできますか、この場では。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 生活改善グループがですね、いわゆる南関町の特産的な加工品を生産する拠点としていきたいというふうな話を聞いているところです。正式な文書で申し出がありませんので、そういう話で活用させてほしいというのが、町長のところには来ているところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） そのあたりはですね、慎重に検討いただきたいと思いますが、第一保育園につきましては、私もちょっと耳にするんですが、公園というかですね、遊具もありますので、その部分だけちょっと残してほしいという声もございます。そのあたりもちょっと加えて、施設自体はその生活研究とかですね、そういうような方々の拠点としてもいいと思いますし、また分譲の土地もあるようでございます。公園がありますと、子どもたちを遊ばせたり、また憩いの場になったりしますので、そのあたりも含めてご検討いただければと思います。

それからですね、学校関係でちょっとお尋ねしていきたいと思います。耐震のことですね、体育館の耐震工事、順次行われておるようでございます。学校関係もですね、今度は第一小学校の北校舎ですかね、やるということでございます。総合振興計画、計画に則って動いていると思うんですが、一つ第一小学校のことで申しますと、借地、これがちょっと気になっております。公的施設が借地、借りた土地の上に建っているというのは、ちょっとですね、改善していく必要があるかと思っております。特に第一小学校は、十数件ですね、確か地権者がおられて、結構な金額で

土地を借りとったと思いますが、これはすぐにはできない、改善ができないと思いますけれども、そのあたり今後の方針としてどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。教育長ですか、課長ですか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） この借地の件については、歴代の課長から申し送り事項です、用地の相談をされた課長さんもいらっしゃったそうですけれども、現在なかなかちょっと難しいというところの答えも返ってきております。今おっしゃいましたように、やはり公的機関ですので、そのへんも汲んでいただいて、良ければですね、そういうふうは無償提供とは申しませんが、公的機関の価格あたりぐらいで譲っていただくということですね、今年度、もういっぺん呼びかけてみたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。もう全体、個別、またいろいろですね、まだ施設、保健センターとかですね、いろいろありますけれども、その一つ一つは取り上げませんが、一応状況をしっかりですね、各担当課におかれましては把握をして、現状を直視していただいて、今後のことを挙げていただいて、そして総務課、町長ですね、取りまとめして、全体を大局的に見て今後のことを考えていただきたいと思います。

私がここで申し上げたかったのはですね、単純に申し上げまして、いろんなことですけれども、言えますが、我が家のこと、家族のこととして考えていただきたいということでございます。自分の家が例えば今30年、40年経った。今まで屋根をリフォームした、壁紙を張り替えた、床下を直した、諸々直してきた。しかし、今度大がかりな工事をしないとちょっと住むのが難しくなった。200万円、300万円かかる。そういうときに、さあどうしようかということでございます。つまり高齢者の方々の世帯だったら、もう直さないで何とか建物の最小限のリフォーム、改造で済ませようと。しかし、次につながる方がおる、子どもさんがいるとか、次の世代の方がずっと町に住み続ける、そういうような状況ならば、いっそのこと建て替えたほうが安いのかもしれないということで新築、または大幅な改造、増築などを決断すると思います。町においてもそういうことがやっぱりいえると思います。これからの人口動態、いろいろ社会状況を考えて、やっぱりお金たいへん金額がかかかりますので、そのへんはぜひ慎重にしていきたいと思うものでございます。1番目の質問は閉じたいと思います。

次に、2番目でございます。2番目は、町長のほうからですね、また課長のほうから、この4月からしたいということでございましたので、もうこれ以上はござい

ません。それから、一つ申し上げておきたいのが、課長のほうからございましたが、ホームページにですね、この基準、そして今まで金額について、また支出先については出されておりましたけれども、しっかりこうした基準に基づいて出しておるんですよということをホームページに記載いただいてですね、していただきたいと思います。今回、この件をですね、9月に続きまして出しましたのは、やはり公金でございます。町長交際費がきちっと基準が決まりますと、議長交際費も決まる。また、消防団長交際費、教育委員会交際費でございます。そのようなことを鑑みてのことでございます。

そこでちょっと、議長交際費についてお尋ねしたいと思います。議会事務局長、お尋ねしたいんですが、議長交際費もですね、町長の交際費の基準できましたならば、4月から施行ということでございますので、議長の指示ということでございますが、今後導入をきちっと整備されていくことと思いますので、一つ答弁をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

議長交際費の支出基準は、議長の決裁を仰ぎまして、町長交際費の支出基準に準拠した内容で速やかに施行することになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。町長のほうに習いましてですね、準じまして議長交際費も出てくるとなりますと、やっぱり一番お二人はやっぱり出方が多いと思いますので、そういうきちとした使い方が、公明性がさらに高まると思います。ありがとうございます。

次、3番の質問に移りたいと思います。中学校教室へのストーブ設置ということで、教育長、課長のほうからお尋ねをいたしました。この問題も本当に議論も五分五分だろうと私も思います。暑いときに、暑い中で勉強する、寒いときに、寒い中で勉強する。確かにそうだろうと思います。私も振り返りますと、本当に小さい頃、中学校時代、それが当たり前とっておりました。ただ、今の子どもたちを見ますと、やはり家庭では暖かい中、寒いときは暖かい中で、また暑いときは涼しい中で、そういう環境にある。そうしますと、学校はその逆ですよ。寒いときにはもちろん寒い、暑いときには暑いということで暮らします。なかなか難しいことと思いますが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、今日、また山口議員、また井下議員と、PM2.5について出されております。確かに中学校は高台にございます。夏場、窓を開けておりますと、風がど

んどん通ってくる。それが今までのそのエアコンの設置がちょっとまだいいのかなという話になっておったんだろうと思います。しかし、このPM2.5、意味もわからず不安がる必要はありませんけれども、きちんと不安がる必要があると思いますけれども、これからですね、PM関係がありますので、アンケートを実施されたときと、今のその状況はやっぱり違うと思うんですね。大気汚染が出てきた、そういうことで状況が変わったということで、もう一度そのアンケート的なものを取る必要があるのかなあという気もしております。保護者の方々、変わるのではないかなという気もいたしますが、そのあたりのことを教育長ですかね、課長ですかね、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） PM2.5に関してはですね、皆さん方、いろんな報道でご存じでしょうけど、まだいわゆる医学的な根拠というのがまだできてなくて、どの程度でいわゆる子どもたちに影響があるかというのが出ていませんけれども、やはりこの問題で黄砂に乗って一緒に来るといふ学者の方のお話がかかなりテレビのほうであって、いわゆる3月から5月が、いわゆるゴビ砂漠あたりが雪が溶けて、その砂が飛んできて、それがPM2.5と一緒に来ると。6月から先の牧草時期になると黄砂が収まるんじゃないかというふうな学者の話もテレビであっておりました。そういう中で、今度、今基準値が出ておりますけれども、こういった基準値がこういった形で、後でPM2.5については詳しくお話をさせていただきますけれども、そういった基準値がどうなるかということも含めまして、やはり今議員がおっしゃったように、アンケートの結果についても、またPTA等で学校ともご相談しますけれども、そのへんについても新しい課題として、先ほど検討させていただくということは、それも含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） わかりました。検討ということでございますので、いろんな議論があると思います。子どもたちのことを考える機会になると思っておりますので、十分に議論を重ねていく必要がある。それがまずもって大事かなと思います。

後はもうまた質問がございますので、それをお願いしたいと思います。

それでは、まとめに入りたいと思っております。1番目に大局的な公共施設の取り扱いということで出しておりました。一つご紹介いたしますが、公共施設のマネジメントとはということでご紹介したいと思います。公共施設のマネジメントとは、保有施設を経営的視点から総合的に企画、管理、活用する取り組みということだそうなんです。具体的には、保有施設全体の基本情報、利用、コスト状況、老朽化の状況

等を実態を把握をして、将来的な維持、更新コストも試算する。また、これに人口動態や将来的な財政制約なども踏まえた上で、保有施設をより適切なボリュームや構成とすべく総合的な対策、方針を策定する。さらに、そのもとで個別施設に対して長寿命化や処分、利活用といったプロジェクトマネジメントを実施するというものだそうです。これは月間「地域づくり」という雑誌が出ております。これの2011年7月号に記載されておりました。これは公共マネジメントという言葉が入っていることからわかりますように、行政の目的、役割を一つ表わしているのかなあという思いがいたします。限られた財政の中で、いかに町民の幸福を高めていくか、新年度を目前に今一度考えていきたいものでございます。

この場で何回か取り上げましたけれども、作家の五木寛之さん、好きでございまして読んでいますが、その方が諦めるということをおのうに解釈しておられます、諦める。明らかに極めると、明確に極めていくと。いろんな困難がある中でも、直視をして、分析をして、この後の行動につなげていく、そのようなことを言われておりました。公的施設におきましても、しっかり長期の目線を見ながら、そして喫緊の課題をクリアしていく、そういうことが大事なのかなあというふうに思います。

それで、もう一つ、参考まででございませう。一つ参考までで出したいと思ひます。実は3月のですね、県議会、県の教育委員会の定例会を傍聴してまいりました。その中で一つ町に関わることが一つ出ておりましたので、出しておきたいと思ひます。2月から3月ですね、保護者説明会が開かれております、高校再編ですね。その再編のことで河浦地域の住民対象の説明会が開かれておりました。この中でですね、河浦高校の関係の方からやり取りがあつて、県教育委員会がこう答えたというのがありますのでご披露したいと思ひます。河浦高校の閉校後、学校の農業施設をどのように活用していくかという地域の方からの質問でした。学校の農業施設をどのように活用していくか、それにつきまして県教委のほうで答えております。県庁内に管財課、地域振興課、財政課等からなる跡地活用検討委員会を立ち上げ、現在、前期再編対象校の閉校後の跡地の活用方策について検討していく。後期の場合、素案では平成28年度末まで在校生が在籍しているため、その間は教育活動をしっかり支援する必要があり、跡地の活用については在校生が卒業した後検討していくことになるということを出してあります。あくまでも参考まででございませうが、こういうことを踏まえてですね、これからのまちづくり、今回は施設のことでございませうが、進めていただきたいというふうに思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続いて、9番議員の質問を許します。9番議員。



○9番議員（橋永芳政君） 9番議員の橋永でございます。おはようございます。

去年の9月議会に続いて、相中を抜かしておりましたんですが、今回につきましては、どうしても執行部の考えを再度聞きたいというふうなことで登壇したわけですが、24年の12月でございましたんですが、町の行政が地域に出て行って座談会というふうなことで、行政座談会を町長はじめ、やられたわけですが、その中におきまして、協働のまちづくりというようなことですね、一大テーマを掲げながら説明をされたわけですが、どうも考えてみますと、協働のまちづくりは、町民の方々は一生涯懸命やっておるわけですが、行政がそれを導いてやるわけですが、非常にこのテンポがずれるというふうなことで、あえて私、今度質問するわけですが、一大イベントでございます町のまつり関係、まちづくり実行委員会もあるわけですが、その中におきまして町の職員の方々が、土曜、日曜日、祭日というようなことで、行事が行われるわけですので、非常に苦になるかと思っておりますけれども、それはそういったことを協働というふうなことを頭におきますれば、そういうことも言ってはおられないのが普通でございますが、まず関所まつり、関所まつりにおきましては、ある職員の幹部も一つも出てこんど。この前の昨日、一昨日というようなことでやったわけですが、陶器梅まつり、その中におきましても、私、目を見開かして見ておりますけれども、職員全体として取り上げていないというふうなこと。当番制もあったようなこともありますけれども、ある職員の幹部につきましては町の顔でございますので、町長、副町長、それから教育長、それに続きます課長連中あたりは一緒に顔を出してですね、来賓の方々を迎え、お客さまを迎え、そしてそういった形の中で南関町は頑張るとるなというふうなことですね、印象を与えるのが普通じゃないかと思っておりますが、開会式を私はじっと見てみますと、副町長がまちづくり実行委員の会長でございますのでごあいさつをするわけですが、その後、町長はじめ、来賓の方々が来られるわけですが、来賓の方々がどう感じるかわかりませんが、私が感じたことですが、やはり来賓が来られたならですよ、町の課長連中はそこにずらっと来てですよ、そしてごあいさつをするのが、出迎えるのが普通じゃなかろうかと思っておりますが、町の考えがどう思うか、それを総務課長が今までしっかり頑張ってきて、町の座談会におきましても、協働のまちづくりというふうなことで筆頭で説明をされたわけですので、そのへんの考え方を聞きたいと思うわけですが、

それから、2番目、合併浄化槽についてですね、合併浄化槽の補助金の許可申請の条件というようなことで、2つ、合併浄化槽設置申請業者と入札指名業者の入札の関係というようなことで掲げとるわけですが、申請者が申請業者を無造作

に選ぶわけですが、その中におきましてもこの制約があるわけですが、町に登録して申請許可業者の許可を得ておられない業者は申請ができないというふうなことで聞き及んでおりますので、その申請業者を選んで申請をやったわけですが、その申請業者がですね、入札の中にも入っておらなんでしょう、非常にこれは何と申しますか、人間の道と申しますか、道義と申しますか、外れとるといようなことを思うわけですが、一生懸命、申請業者は図面ほか平面図とか何とか、いろんな図面を書きながら書類を出すわけですが、ただ出したであって、指名にも入らんと、普通、常識では考えられないわけですね。私個人の考えですが、勝手に出しとつとやなかかというふうなことでしか受け止められない、町はですね。こういうことでまちづくりも何も、へったくれもなかわけです。そして、結果が出れば、その工事をする許可業者なんですが、指名入札、落札した業者なんですが、ただ南関町に営業所を置いとるということで1人しかおらんと。常日頃、何もしてないというふうなことでですね、それはそのときの申請業者の許可を取るのに、入札指名の許可を取るのに、その書類上はいろんな形の中で審査されるわけですが、それに列記しておればその許可が下りるといふことだろうと思っておりますけれども、実際はもう事実は違うというふうなことです。私も平成18年から議員の公職に、皆さんのお陰で押し上げていただいとるわけですが、そこの中で気づいたのが、そういったことおかしいなあというふうなこともございます。しかしながら、まあそういったことを是正していただくためにですね、それはその申請した業者がですよ、入札に入って、入札のメンバーに何名か知りませんが、入札のメンバーに入って、落札ができないということは、そらあるかもしれませんが、それは業者の技量でございますが、そういうチャンスをやっぱり与えていただくのが町の担当課の役目じゃなかろうかと思っております。後はそら業者の努力で、その落札の権利を得るわけですが、そういったチャンスも与えずにして、それなら申請をお願いした人はですよ、どういう気持ちでおるのか。施主は気の毒でならんとですよ。それが普通人間だろうと思っております。そういったことのないような形でですね、今後、私も去年の9月にそれを一般質問したわけですが、随意契約というのはできないかもしれませんが、入札のチャンスは与えてほしいというふうなことも申しとつたわけですが、それも改善されておらないといようなことでございますので、あえて。そして、中にはですね、評判聞きますと、順番とかですね、あの人はこの前あそこばしとんなはるけん、今度は順番の回ってこんごつなつたとか、それをあえて言う職員もおる。それは何と申しますか、何てろ談合ていうですかね、官制談合か、それにつながるとじゃなかろうかと思っておりますね。そういうことをですね、

職員が言いよったっちゃわからんというふうなことですよ。町民が不安がるばかりです。

以上のようなことをお聞きますので、簡単明瞭にお答え願いたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。協働のまちづくりというのは、かなり範囲が広がりますので、あらゆる面からお聞きしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（本田眞二君） 答弁の番ですが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番議員の質問に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 協働のまちづくりということについてのお尋ねであります。

南関町総合振興計画においては、住民と行政による協働のまちづくりを基本理念と定めております。協働の定義としまして、住民と行政が役割と責任を自覚し、互いに認め合い、対等の立場で同じ目的に向って連携・協力して、まちづくりを進めていこうということを定義としているところでございます。同じ目的とここに書いております。南関町の発展、南関町の住民の福祉の向上が協働のまちづくりで進めていこうというふうに考えているところでございます。

それから、町のイベントに対する管理職員の参加の問題を問われております。南関町の広く住民、それから町外の方をお招きしてイベントを行う部分については、関所まつり、それから昨日2日間やりました陶器梅まつり、それから関所健康マラソン、それから町民体育祭、それから文化祭、それから人権フェスティバル等、いろんな行事をしながら住民啓発に健康づくりを含めながら、住民啓発に努めているところです。これに管理職が出席しなかったというふうなご指摘の中で、どういうふうに管理職が考えているのかというお尋ねだろうと思ひます。基本的には、町のイベントについては参加すべきだろうというふうに考えております。ただ、それぞれの予定の中で、どうしても出席できない場合も出てくるものと考えているところでございます。南関町の地域の発展、町の発展、住民の福祉の向上のために管理職としてですね、部下の指導を含めて、全力で取り組んでいるところでございます。

以上、お答えしまして、この後の質問については自席で答弁させていただきます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 合併浄化槽設置申請者と入札指名業者の入札の関係という

ことでお尋ねがございました件に、建設課からお答えをいたします。

まず、浄化槽設置工事につきましては、条例で浄化槽設備士の資格を持つ者等でなければ行えないこととされておるところです。町の予算を執行するのですから、町内の資格を持つ業者を指名して入札に参加していただく方針で推薦をいたしております。基本としましては、円滑に事業が進捗すること、それから留意する事項としましては、手持ち工事の状況、施工実績、地理的条件、技術的な適正などがあります。また、指名業者の決定につきましても、決裁の上での決定となるところでございます。応札機会の公平性も重要な観点ということで推薦を行っているところでございます。

浄化槽設置につきましては、浄化槽本体は町が設置、管理を行うもので、そこまでの水回り、及びそこからの排水については、個人で設置することとなっております。その工事を請け負われる方を排水設備業者と申しますが、浄化槽設置の申請はほとんど排水設備業者が行われることが多く、浄化槽設置工事に際しましては、排水設備業者が家から浄化槽までの配管工事を行い、町と契約した業者が浄化槽を設置するというので、打合せや立ち会いに要する時間や施工時期のずれが生ずる可能性が高いことで、申請者に迷惑がかかるのではないかというご質問だと察するところでございます。そのことから、排水設備業者と浄化槽設置業者が同一であることが望ましいのは事実だと考えております。今後はその点も考慮して事業を進めてまいりたいというふうに考えております。排水設備業者が応札機会を得られるよう、指名業者数の縛りをなくすことも総務課のほうには提案をしてみたいというふうに考えております。

また、下水道事業は指定工事店制度が導入されております。浄化槽についてもそのようなことで実施ができるならばというふうにも考えております。申請業者が町が指定した業者でなくてはならないという質問者のお言葉はですね、実際申請は本人でもできるということで、ここではお答えしたいと思います。

以上、お答えしまして、次の質問からは自席でお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 再質問をどうぞ。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） ありがとうございます。非常に明解なお答えをいただいたわけですが、職員の方々の、個人の方々の考えで、いろんな束縛はできないというふうなこともわかるわけですが、だいたい課長会議とか何とか、町の職員の方々の幹部会議があるというふうなことですが、その中におきまして、町のスケジュールを決めるのは、その幹部の会議の中ではないわけですかね。先ほど、総務課長は、いろんな個人の都合とか何とかがありますのでというようなことで答えられたわけですが、普通、私たちが行事が決まって、自分の行事も決め

るというふうなことでなりますけれども、入っておらないときは、これは冠婚葬祭、いろんな急に入ったり何たりする場合がございますのは、やむを得ないわけですが、町の行事はある程度、1カ月、2カ月、年間決まっておるわけですが、それに合わせた形ですね、課長さん方も万障繰り合わせで、よければ出席してほしいわけですが。例えば、昨日と一昨日のことを例に挙げますと、和水の副町長、それから長洲の副町長、それから振興局長、それから県の伝統工芸館かな、その事務局長もお見えになったというふうなことでございます。そういった形ですね、案内状を出しておりますのでですね、向こうは案内状をもらった、庁内につきましてはですね、されたところにつきましては万障繰り合わせで、町長ができないところは副町長、館長ができないときは事務局長とかいうふうなことでですね、来られるわけですが、ぜひよければ万障繰り合わせですね、そういった方々をお出迎えして、そしてすれば印象も悪くなくじゃなかろうかと思いますが、いかがですかね。誰か答えますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほど答弁したように、管理職員として町のイベントには参加すべきものと考えているということを考えております。町の場合、イベントの場合については、職員の分担をします。何人必要かというような部分ですね、例えば駐車場係に何人入っているのかということで、それぞれ担当課のほうから要請があって、町長命の中でその当日分担にあたるわけですが、そういう中で限られた人数を協力者として出すということで、管理職の場合がその協力者に入らないという意味で、管理職としてはですね、時間的制約を受けなくて、私が最初言いましたとおりですね、そのイベントがどのようなものであるのかと、どういうふうに人が多く寄っているのかと、そういうのは管理職としては当然知る必要があるだろうと思っております。今、議員おっしゃったのが、開会式のときに管理職が顔を揃えとったほうが、来賓に対してより効果的なもてなしになるのじゃなかろうかというご質問ですので、今後の町の運営にあたって、管理職がどう関わっていくのかという部分もちょっと整理していきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 整理というふうなことでございますけれども、その整理というのはどういった形の整理でございますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） いわゆる管理職に何らかの分担をもたせると。そのまつりに対する分担の仕事を与えるというふうなことで、管理職もそのイベントの開会時間の前には全員集合するというふうな整理の考え方、分担をもたせて、仕事をもた

せるという考え方が一つあるんじゃないかならうかと思います。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） わかりました。そういうことですね、やはり課長連中には縛りが無いというふうなことで言われたんですが、縛ってよかったですよね。縛ってもらわんといかんとですよ。自由にさせとったっちゃ、部下は、ならですよ、命令で、何日、何時頃、何の当番はせれと言うってですたい、管理職自体は、なら、フリーというふうなことは、それはおかしかっじゃろうと思います。いろんな形の中で、役割分担の中で、町長も役割する、副町長も役割するですね、イベント次第では。そういったことですね、やらんと、議員もそういうことだろうと思いますそしてですね、議長あたりも地元であつとるけんおりますけれどもですね、そういった形の中で議員も、職員も一緒になったまちづくりをせにゃいかんと考えております。それで、例えば企業誘致なんかをやる場合ですよ、向こうから企業のお偉方が南関町に視察に来られると。南関町は企業が自分のところの会社を南関町に移設したいとか、造りたいとかいうことで来られた場合、企業秘密もあるかと思いますが、ある程度、そういうことで公に来られた場合はですね、議長をはじめ、議員もですよ、一緒になってお出迎えして、ぜひ南関町に企業を誘致したいという気持ちの表れをですね、したいと。当然ですね、そら企業の方々も、わあ町は議員も一緒になって、町職員、町長はじめ一丸となって頑張るばいというふうなことですね、PRをすれば、そういう感じ方をですね、感じられたら、より良い企業誘致がでくつとじゃなからうかと思ひます。それで、そういったことですね、町上げて何でもやるというふうなことですね、お願いしたいと思うわけでございますが、そしていろんなことでまちづくりを考える中で、インフラ整備とか、工業団地の造成とかですね、そういったことをやりながら、いつも私申すわけでございますけれども、南関町の町民のライフサイクルあたりをですね、町が考えてやると。農業のほうは一生懸命、今、区画整備なり、何なりやっていただいとるわけでございます。農機具、車、いろんな形の中で助成もされとるというふうなことですね、非常に農業の方々には町を頼りにされとると。そして、頼りにされとる以上、また町が応えとる。町長はじめですね、町長がいつも申しますように、南関町の第一の基幹産業は農業だというふうなことで、南関町の農業をしっかりと考えていただいて、いろんな形の中で補助、または事業の誘致ですかね、そういうことをやってきておられるというふうなことでございます。ですから、それを職員の方々につきましては、そういったことをですね、見据えながら、俺は何だから違うぞというようなことじゃなくて、住民課長も福祉課長もみんな、教育課長も、そういう形ですね、みんな教育の面から何から全部してもですよ、ここに課長が8人おられますけれども、

福祉の関係とか、みんなでそういうことで作り上げんと協働のまちづくりはでけん  
どと思います。一つこれから先ですね、私もまだ任期が1年ばかりでございますので、  
その間に我が目をぱっちり見開いて、皆さん方と一緒にになった形ですね、やりた  
いと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、2番目に入りますが、先ほど課長から答えをいただいたわけござい  
ますが、意に沿うようなことをやりますよというようなことですね、検討します  
というようなことでご返事いただいたわけでございますけれども、去年の9月の私  
の一般質問の答えにもですね、そういうことを言われておりますけれども、今度は  
間違いなかでしょうか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 昨年9月の議会でもご質問をいただいておりますところ  
ですけれども、年度の途中ということで、入札につきまして推薦を決定金額に応  
じて社数を決めているというところがございました。今回、相当やっぱりこのずれ  
といいますか、先ほど申しました時期的なずれ等が生ずる可能性が高いというこ  
とで、今まで3カ月に1回程度の入札につきましては回数を増やしたりとかいうこ  
とを考えながら、いっそのことならば、こちらの推薦数を増やさせてもらえたら  
ということで、総務課のほうにご相談はしているというところで、年度が替りから  
ですね、できましたならば、そのように、これはまだ伺いを取らなくてはなりませ  
んけれども、そのようにできたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） そうですね。そういった形でいくのが一番ベターじゃな  
かろうかと思えます。それと、もう一つお願いしたいんですが、このパンフレット設  
置、きれいな水環境づくりというふうなことでいただいておりますけれども、その  
中で第1期、第2期、第3期というふうなことで分けてございますけれども、家を  
建てる人はですよ、これに合わせて建てるわけじゃございません。施主の都合とい  
うのはですよ、浄化槽の期において、ちょうど合致すればよかったです、もう今は  
ですね、最低、一番短かかって1カ月ぐらいで落成するとかあつとですよ。そ  
るけん、例えば今工事を、造成なら造成なんかしよって、このへんに造りたいとい  
うようなことであればですよ、新築の場合、そこに例えば裏側にすると、そのとき  
はもうすぐ対応ばしてもらわんと、2カ月も3カ月も待ってですよ、されんと  
ですよ。ですからして、やっぱりこの申請の時期というのはフリーにさせていただ  
くと、それか決めとって、その補正で組むのがよかつたろうと思えますが、予算の  
範囲内でやればよかつたろうと思えますけれども、やっぱり申請時期は、役場に問

い合わせして、ああ今ちょっと時期の悪かですもんね、なら6月まで待っていただ  
けんでしょうか、7月まで待っていただけないでしようかというようなことじゃなく  
てですよ、さっと受け付けをして、そして実施していただくというふうなことが一  
番町民に対しての町民サービスじゃなからうかと思しますので、そのへん建設課長、  
どがんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今ご指摘がありましたように、最近の家というのは、昔と  
比べまして短期間で建築されるということが往々にしてあつているところでござ  
います。そのようなことから、やはり施主の方から浄化槽の工事を急いでくれとい  
う声は時々上がってまいりまして、対応にやっぱり苦慮をしているというところ  
でございます。ただ、今おっしゃいましたように、ここに埋けてくれということにつ  
きましてはですね、基礎からのかかる土圧等で浄化槽本体が破損する恐れ等がある  
場合は場所を変えていただくということもござりますので、そのあたりはですね、  
打合せをしたいと思っておりますけれども、時期につきましてはですね、なるべくそのよ  
うな負担を減らせるように考えて、先ほど申しましたように、入札の時期等につ  
きましては総務課あたりと打合せをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 総務課のご意見としてはどがんでしょうかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今、町の入札はすべて電子入札でやっております。その関  
係でですね、例えば1件ずつの入札ということも可能ですので、建設課、現課の要  
望があれば、そのような対応も考えられます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 考えられるということは、実施されるということですね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 現課の要望があれば、そのように実施していきます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） いろんな苦言を申し上げましたんですが、そういった形  
でお答えをさせていただいたというようなことですね、私、安心をしたわけでござ  
います。いろんな形の中でまちづくりを行われるわけでございますが、一步一步そ  
ういう形ですね、前進をしていただいでですね、町民の信頼を得るというような  
ことが一番大事だろうと思っております。これから先のまちづくりに対してですね、産業廃  
棄物最終処分場の環境協定の業務協定書も県、財団、町で調印式も行われたとい



ようなことをごさいます。これから先、地域振興策の実行もされるかと思ひます。一歩一歩ですね、そういう形で地元を中心とした形で地域振興策も速やかに実施していただき、そして南関町全体も考えていただきながら、協働のまちづくりをしていただきたいと思ひわけをごさいます。

私の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、9番議員の一般質問は終了しました。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） こんにちは。1番議員の井下でございます。

今回はですね、今、テレビ、新聞などで連日取り上げられている微少粒子状物質、いわゆるPM2.5についてお尋ねいたします。これはもう皆さんもご存じのとおり、直径がマイクロメートル以下の超微粒子で、大気汚染の原因、またその大きさゆえに気管から気管支に入り、気管支炎やぜんそく等を引き起す恐れがあるとされており、発がん性や気管支ぜんそく、花粉症などの健康被害との関連性も懸念されております。熊本県でも現在18機の測定器を使い、ホームページにリアルタイムで測定値を公表しております。現在、国の環境基準では1年平均が1立方メートル当たり15マイクログラム以下であり、また1日平均は35マイクログラム以下であることになっております。

そのような中で、国立環境研究所センター長よれば、基準値を多少超えたからといって、すぐに重大な健康被害が出るとは限られないが、ぜんそく等の呼吸器や循環器系の持病のある方においては、数値の高い日には外出を控えるような予防策が必要だと言っておられます。

しかし、今回問題となっているのは、主に化石燃料が燃焼して生じた粒子などが大気中で粒子に添加した粒子、つまり人工発生源由来のものであり、例えば砂塵のような自然的に発生するものとは違い、毒性がかなり強いとされておられます。これらが体内に入ればですね、蓄積され、すぐにはいいませんが、5年後、あるいはそれ以降、何らかの症状が出てくる恐れが多分に懸念されております。今、国、県、そして市町村をはじめとする各自治体などでも、このPM2.5に関してさまざまな対策が進められており、ここ2、3週間の間でも驚くほどの早さでいろいろな手を討たれてきております。

そこで、この南関町はこの問題に対してですね、今どのような思い、考えをもっておられるかお尋ねします。まず、一つ目はPM2.5がもたらす被害に対する、町はどのような懸念をもっておられるかということです。そして、2つ目にありますが、県北においては荒尾市役所、玉名の有明保健所の2カ所に測定器を設置してありますが、南関町は盆地の地形であり、自ずと数値の違いも出てくるかと思ひます

が、測定器自体についてはどのような考えをもっておられますか。そして、3つ目として、これらの数値を町民の皆さまにどのような形で公表するか、またその公表方法など考えておられるかということです。既にもう、先ほども申し上げましたとおり、国も県も動き出しております。町としての考えをお尋ねしたいと思います。

この後は自席において行いますので、町民の方に安心を提供できるような答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田教吉君） ただ今質問を受けました1番、井下議員のPM2.5についての質問にお答えいたします。

議員ご存じのとおり、最近、テレビ、新聞等で大きく報道されている問題であります。これは大気中に漂う微少な粒子の物質で、その大きさが2.5マイクログラム以下のものがそのように呼ばれております。この非常に小さい物質は、気管支や肺に入り込み、健康への影響が懸念されているところでございます。中国での深刻な大気汚染問題として報道されており、日本政府も2月に中国政府と大気汚染抑制の技術協力を進めていくことで一致いたしましたとの報道もあっております。そのような中で、越境汚染としての日本各地の大気汚染へ影響が懸念されている状況にあります。

環境省の専門会合が2月27日に、このPM2.5の大気濃度が環境基準値の2倍を超えると予測される日に、都道府県が住民に外出の自粛などを呼びかけることを柱として、指針を決定いたしております。熊本県では、このことで対応を検討し、3月4日に微少粒子物質PM2.5にかかる対応方針についてを出しております。注意喚起の判断基準や公表時間、注意喚起の内容とで、住民の皆さまへの連絡の協力依頼となっております。この指針を受けまして、南関町は住民の皆さまへの注意喚起の情報が公表されたときには、防災行政無線等で周知体制を整えております。今後も速やかに対応していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 1番議員の質問に対して、教育長へもご指名いただきましたので、私のほうはですね、特に教育関係で子どもたちへの健康というのが一番気がかりなところございまして、学校での対応ですね。今ご指摘のとおり、身体、特に肺の中までも入るという懸念がある、この微少粒子ということで、非常に心配をされておまして、特に子どもたちの健康問題ではぜんそくを持っている子ども、あるいは呼吸器官系の障害を懸念される、あるいは健康であっても、今後心配をす

るということで、課長のほうがこのことにつきましては詳しく後で調査したものを基にお答えさせていただこうかというふうに思いますけれども、今後、校長会等を通じて、その対策等につきましては、随時指導してまいりたいというふうに思うところでございます。

あとの質問に対しましては、自席でお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 1番、井下議員のPM2.5についてのご質問にお答えいたします。

まず、1番目のPM2.5がもたらす被害に対する町の懸念はということでございます。このことにつきましては、先ほど議員が冒頭の中でおっしゃってましたとおりでございまして、この質問に対してのお答えも同じようなことになるかも知れません。先ほど町長答弁でもございましたとおり、非常に小さい物質であります。2.5マイクロメートル以下というのは、髪の毛の30分の1程度といわれております。原因は、先ほど触れられましたとおりでありまして、やはり燃焼による煤塵とか、黄砂のような飛散の土壌、海淵粒子、工場や建設現場等で生じる粉塵等からなっているともいわれております。これらのものは非常に粒径が小さくて、肺の奥まで入りやすいということでございまして、やはりぜんそくとか気管支炎等の呼吸器系の疾患のリスクが非常に上昇されるということが心配されております。また、肺がんのリスクについても上昇や循環器系の影響も心配されているということでございます。ただ、PM2.5そのものの生成構成については、やはり不明な部分が多く、2.5としての健康被害の因果関係などが調査が行われているのが現状でございます。先ほどありました国立環境研究所環境健康センター長のお話によると、やはり基準値を多少超えたからといって、すぐに重大な健康被害が出るとは考えられない。ただ、ぜんそくやそういった呼吸器や循環器系の持病がある方については、数値が高い日はなるべく外出を控えるなどの予防策をとるのも一つの方法だというふうなことで話をされております。

2番目の測定器の設置に関してどのように考えているかということでございますけれども、現在、監視の状況といたしましては、地方公共団体に全国に560カ所以上で常時監視がなされております。環境省大気汚染物質広報監視システム「そらまめくん」というふうな表現でされておりますけれども、これや、例えば都道府県等の速報値などが公表されておるようなところでございます。熊本県内でも、先ほどありましたとおり、18カ所で観測をされております。県のホームページで測定データが1時間ごとの分が詳細に公表されているようなところでございます。また、県内の、先ほどありました、お隣の荒尾市役所以外にも、有明保健所並びに山鹿市

のほうにもございます。お隣の福岡県の大牟田市、柳川市のデータ等も見れるようになっております。観測機械1台を設置すると、約500万円ほどがかかると言われておりますので、現段階では周辺のデータがありますので、設置の必要性は考えておらないような状況でございます。

3番目の町民の方への数値の公表とその方法ということでございますけれども、先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、先週の3月4日の日に熊本県より微小粒子状物質PM2.5に関わる対応方針というのが出ております。出たすぐその日の深夜からですね、5日の朝にかけて、PM2.5濃度が非常に高くなっておりました。そのことによって注意喚起を行う数値を超えておりましたために、県は早急に県民に対して注意喚起のお知らせを公表され、伝達がっております。当町でもその対応に、町民の皆さまにお知らせするというところで、関係各課と協議をいたしまして、防災行政無線で午前中に臨時の放送をしております。また、数値に関しましては、県のデータサイト等に町のホームページからもアクセスができて、周辺測定局や全国の数値を見ることができます。また、携帯電話等でも熊本県の大気環境情報メールの登録を行っていただきますと、そのような情報の提供が受けられるようになっております。テレビ等でも情報の提供があります。こういうことも含めまして、3月の6日から7日、8日の定時の放送の中で防災行政を使いまして、PM2.5というのが、このようなものがありますというふうなことで放送の中で流させていただきました。そしてまた、このことを含めまして、今度3月の15日の日に区長便がございますけれども、その中で注意喚起の対応等について、文書で配布したいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 井下議員のほうから、町民の啓発という中で、学校のほうの対応ということで教育長のほうにご質問されたと思っておりますけれども、教育委員会といたしまして少し時系列のほうでお話させていただきますと、まず一番最初に、1月に校長会のほうにこの情報をインターネットのほうからこういったPM2.5のこの内容とか、被害はこういうことが考えられるんだろうということを、まず校長会のほうに話しております。その後、2月の25日に南関第二小学校の教頭が中国の広州市の日本人学校のほうに行っておりますので、中国の状況を聞いたところでございます。この時点では、広州市は北京からかなり南のほうにありまして、全然影響がないというような答えをいただいております。それから、2月の27日、文科省のほうに連絡が来て、環境省からはまだ全然連絡が来てないので、文科省はまず学校のほうにまだ指示する段階ではないということをお願いしております。そ

れから、もう3月5日に熊本県がいわゆる基準を5時から7時の間に85マイクログラムを超えた場合には、当然その日は70マイクログラムを超えるということで、注意喚起ということを出すということが決定されましたので、住民課の環境衛生のほうから教育委員会のほうに連絡が入った場合には、校長会のほうに話をしまして、メールを流す等されましたところ、FAXがいいということで、FAXを作ったところでございます。この内容につきましては、熊本県環境衛生課によると、本日、微少粒子物質のPM2.5の飛散の平均値が1立法当たり70マイクログラムを超えると予想されております。注意喚起の内容にしたがって、児童生徒の指導をお願いしますと、特に呼吸器系の疾患のある児童生徒に対しては、家庭との連絡を密にして、より慎重な対応をお願いしますということで、あとはですね、外の運動などを控えるとか、マスク着用とか、喚起を控えるとか、そういったFAXを流すようにしております。現在のところ、まだ1回しかこれを流しておりません。今後ですね、このようなことに対して、注意喚起があれば、これを毎回流していきますし、また気管支炎等の子どもたちに対しては、マスク等も普通のマスクじゃなくて、いわゆる医療用、いわゆる防塵の作業用、そういったものを着けた方がいいんじゃないかということも話しながらやっていくということも、校長会のほうで話しております。先ほど教育長が言いましたように、今後、逐一、校長会と連絡を取りながら、またeネットメールを駆使しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問を開始してください。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） もう思ったより早い対応を南関町もしてもらっていると思いますので、本当にこの点は有難く思います。有明保健所に問い合わせたところ、もう10年前ぐらいから、このPM2.5というのは実は観測されていたそうで、ちょうどその頃ぐらいからかなあとと思いますけれども、花粉症が取りざたされてきたのも、何かの因果関係があるんじゃないかなあと、自分としては思っております。こういうのもですね、健康面とか、この関連性は今の時点でははっきりこれが原因でこうなるというのは詳しく解明はされていない部分もかなりあると思いますけれども、あまり過剰になりすぎるのもどうかなと思います。もちろん身体に良いわけではありませんので、これも町の今されている情報公開などを中心に、町民一人一人の方が十分注意していただくほか、今の現実じゃないのかなと私も思っております。

そこでですね、より良い情報公開ができるように、その測定器に関してなんですけれども、1機500万円というのは、やっぱり安いものではありません。この大気汚染がここ1、2年で終わるのか、10年、20年続くのか、それもまだはつき

りわかりませんし、そのような不透明な中で、この500万円の金額をかけるのもどうかという思いもあります。先ほどもそちらで冒頭でも述べましたけれども、地形の違いはあるにしろ、玉名、荒尾、今課長も言われましたとおり、隣県では大牟田、柳川あたりにも測定器が設置してあります。また、県のホームページからでも翌日の風の予報も取り込むことができます。そういった中で、今日はこれだけの数値でしたというような情報じゃなく、できればある程度の予報を含めた上での情報公開なども必要になってくるんじゃないかと思います。予防を町のほうがずっと言われる場合、町のほうにも外出していいのか、洗濯物を外に干していいのか、いろいろ問い合わせがあると思いますけれども、こうしなさいとは町としては絶対それはいえないと思いますけれども、あくまでも本人の判断に任せるしかありませんけれども、そうならないためにもより正確な情報を取り込むことが必要だと思いますが、あと2月の1カ月の間、1週間をちょっと無造作に抜き取って、リアルタイムでその県の荒尾と有明保健所のデータを見たんですけれども、夜間が飛沫が多いということをおわれていますけれども、一概にはそうでもないわけです。ですから、こういったところもいろいろ情報をかみ合わせて、その防災でまた新たに予報を兼ねた公開というのは、町としては対応できるんじゃないでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたします。

やはり独自の予想というふうな形でございますけれども、やはり県のほうでも数値の上下するその部分につきましては、法則性があるというふうなことではないということで、なかなか非常に難しいというふうなことをおっしゃっております。町としても周辺データや、やはり気象データあたりをもっていたとしても、やはり町の予想というのは非常に技術的にもちょっと困難であるというふうな形を思っております。昨日の1日の状況というのを私のほうで見てみたんですけれども、新聞等でもありましたけれども、荒尾市役所でやはり2時の段階で99マイクログラム／立方メートルといますか、そういうふうな数値が出ておりました。その前後を見ますと、1時の段階で47で、3時の段階で56ということで、2時の段階でぽっと上がって、やはり3時の段階で下がって行って、4時、5時、6時とずっと下がった傾向になっているというようなことでもありますので、非常にこのへんのところが難しいと。まして、その午前、昨日の段階での5、6、7を見ますと、午前5時の段階では16マイクログラム、7時が21、8時が21というふうなことで、非常に通常の数値あたりを推移していたんですけれども、やはり気象の状況だろうと思いますけれども、1時、2時ぐらい、2時になってピークの99というふうになっておられますので、そういった法則性というふうなところでは

非常に難しいのかなあというふうなことを思っております。当面は状況を見ながら、やはり対応していかざるを得ないのかなあというふうに感じているところでございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） この点に関しては、できるだけ判断しやすいような、わかりやすいような情報を、今後公表を心がけてもらいたいと思います。

教育課長に対して質問ですけれども、今、防災無線とか不審者メール等の登録がありますけれども、これはだいたい今、不審者メールに関してはどのような登録の仕方、保護者から希望があればすぐ登録ができる状態なんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） はい、そのとおり、登録できます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） じゃあ不審者に関しては、そうまで関心がないといたらかなり語弊になると思うんですけれども、今回のこのPM2.5に関しても、保護者の方から何名かちょっと相談を受けて、この場で質問させてもらっている状況にいたっているわけですけれども、そういったこういう情報を流しますということで、その保護者の方に新たに登録しませんかというような、その呼びかけとか、そういったのは今はされましたか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） これは緊急事態のときに、保護者の方に一斉に流すということで、今入っていただいているところでございます。これは当然そういった犯罪等ですね。それとか、いわゆる防災面でいきますと、例えば台風とかで大雨が予想されるときにお迎えとか、そういうのをお願いするときも使っております。当然こういった数値が学校のほうで、先ほど荒尾と大牟田、有明、このへんの数値を調べて、本当に急激に異常なほど上がった場合には、もしかしたら気管支等を抱えている子にはお迎えをお願いをしなくちゃいけないと思いますけど、そういったときとか、まず何名かいらっしゃる場合にはそういったことも必要かと思えます。そういった意味で、活用をしたいというふうに考えておりますので、今ちょっと加入率がかなり上がっておりますので、当然入っていただくことを望んでおります。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） いろいろな方法、手段を使って、できるだけ保護者の方に、保護者の方だけではないんですけれども、安心を提供できるような形でやってもらいたいと思います。

そこで、体育の授業なんですけれども、昨年1年間、荒尾市役所で観測されたP

PM2.5に関する情報なんですけれども、やはり西高東低の冬型の気圧配置も影響があるのかなと思うんですけれども、冬から春先、黄砂の時期ですね、その頃にかけてやっぱり数値が上がっております。その間の体育の授業、それとあとは春の運動会シーズンにも差しかかりますけれども、そのへんは今後学校側と連携とかされていかれるつもりでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 町名の方には、例えば注意喚起では、なるだけ外に出ないようにしましょうということで、個人の判断にある程度任せていますけれども、学校の場合は集団行動ですので、議員おっしゃるように、外に出ますということは全員出るわけですね。そういう中で、荒尾市がこの間、新聞報道を見ますと、こういう例えば数値が出た場合には、体育の授業を控えると。しかし、リアルタイムですね、なるだけ近い数値を見て、下がっていけば午前中はやらなかったけれども、午後からはやるということ、荒尾市の指導主事のほうから聞いております。南関の校長会においてもお話をしたところが、リアルタイムで数値が下がれば体育を始めてよろしいし、また上がってくればすぐ室内のほうに帰るといふふうになると思います。ただ、体育が5月の下旬ですけれども、これについてはまだ今までの前例もございませんので、数値を見ながら、また他の教育委員会と連携しながら、どういった動きをしていくか、ほとんど今5月になっておりますので、検討していきたいと思っておりますけれども、数値があまり上がれば、体育祭を秋に延期することもあるのではないかというふうには考えております。

○議長（本田眞二君） 質問の途中でありますが、昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時02分

-----○-----

○議長（本田眞二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番議員の質問の途中でしたので、これを続行します。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 教育課長、先ほど答弁ありがとうございました。これからも学校と密に連携を取りながら、子どもの安全性に努めてもらいたいと思います。住民課長にお尋ねします。住民の方から、このPM2.5等に関しまして、何か質問の電話とか、役場のほうにも入っていますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほども申しあげましたとおり、6日の日に防災行政無線を使って臨時的なお知らせ、すみません、5日の日に臨時の放送をいたしました。



その翌日の6日の日から8日まで、防災行政無線を使って、定時の放送時間帯にPM2.5に関することをお流ししたところでもございました。その期間中に住民の方から数件、お問い合わせの電話がっております。内容といたしましては、洗濯物や布団あたりを干していいのかとか、そういったふうな内容でもございました。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 数件ということでしたけれども、1件でもその電話があれば、その電話口の向こうにはその何十倍の方がやっぱり同じような思いでおられると思います。そういった問い合わせとか、それに対する返事とか、もしそういうのも公表できるのであれば、広報紙などを利用して、こういう質問があったけど、こういうのにはこういう対応をしたほうがいいですよとか、参考になるのであれば、紹介していってほしいとも思います。

先ほども申しましたとおり、この南関町は本当にほかにあまり見られない盆地の地形を形成しております。その盆地の形がどれくらいの空気のよどみがあるかわかりませんし、それによってPM2.5の濃度もそれに伴いどういうふうに変ってくるかもわかりません。今後必要とあれば、その500万円、かなり高額の金額になりますけれども、あくまで住民のその安全性を守るというか、考えていく上では、そういった測定器の購入等もやっぱりこれから検討課題として頭に入れておいてもらえたらと思います。そして、何より住民の皆さまに安心と安全をこれからも提供していただけるよう申し入れしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、1番議員の一般質問は終了しました。

ここで、昼からの開会前に報告しとくことだったのですが、住民課審議員を、答弁を充実するために入室を許可しております。そのことを伝えておきます。

それでは、続いて8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（山口純子君） こんにちは。8番の山口です。

本日は東日本大震災より2年になりますが、私は震災後50日目に、被災地であります石巻市のほうに行ってきました。支援物資と慰問とですけど、現場に行きましたけど、まだまだ今日のテレビでも、2年経っても復旧はされておられません。福島県にその後2回行きましたけど、原発問題、福島の子どもたちは野外では遊べなくて、室内で遊んでストレスがたまっております。そこで、保育園にも視察に行っただけですけど、室内で枯葉を持ち込んで遊んでおりました。この空気のいい南関町でも、このように今問題になっておりますけど、PM2.5では心配が山積みでもございます。そこで、私はPM2.5による大気汚染物質について質問いたします。たいへん心配されております。過去最大の大気汚染が西日本を中心に飛来していま

すが、子どもたちの学校生活、また家庭生活における対応は、町民の皆さんへの啓発はどうしておられるかお尋ねします。井下議員と一緒にになってしまいましたけど、私は私なりに質問いたしたいと思います。

あとの質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（本田眞二君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました8番、山口議員のPM2.5による大気汚染物質の対応についてのご質問にお答えいたします。

町民への啓発はどのようにしているかという質問でございます。先ほど1番議員でもありましたが、ご質問のPM2.5に関連して、光化学スモッグや黄砂等も健康への影響が懸念されているところである。そのような中で、熊本県は3月4日に微少粒子物質PM2.5にかかる対応方針について提起されました。市町村に注意喚起の協力依頼がっております。これを受けまして、南関町では注意喚起の情報のお知らせが県より公表されたときには、防災無線等で周知体制を整えて対応していること、そしてPM2.5についての注意点などを広報紙等で周知していきたいと考えております。

以上、お答えいたしまして、子どもたちの学校生活、家庭生活における対応関係につきましても、教育課よりお答えいたします。

○議長（本田眞二君） 答弁の途中ではありますが、10番議員に申し上げます。今回の昼食休憩のみならず、暫時休憩時にも度々の遅刻が見受けられますので、今後、時間にもった対応をお願いできるよう注意申し上げます。10番議員、よろしいですか。

○10番議員（唐杉純夫君） はい。

○議長（本田眞二君） はい。それでは、教育長。

○教育長（大里耕守君） 8番議員にお答えをさせていただきます。

先ほどの1番議員のときにも同様のお尋ねでございましたのでお答えしましたけれども、あるいは教育課長がですね、その後詳しい対応についてお答えをしているところがございますが、議員ご指摘のとおり、やはり子どもの健康というのは、特に将来にわたる生命維持のためにも非常に重要な課題でありますので、そこをご心配いただいております。たいへん有難く思います。

もう先ほどから、町長あるいは課長、答弁しておりますとおりに、本当にこの微少粒子が普通の黄砂にくっついてくるんですけれども、その黄砂の粒よりもとにかく小さいということ、これがマスクも通すということ、そういったところで非常に肺の中まで入り込む、そのことがぜんそくやら呼吸気管の病気がちな子ども、あるいは健康な子どもにもそうやって将来にわたって害をもたらす可能性もあるとい

うことで、基準値を超えることに対しては、やはり神経をとがらかしながら対応をしていかなければならないというところでございます。

議員のほうから新たなお尋ね等がありましたら、また自席のほうからお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） それでは、8番の山口議員は、特に子どもたちの学校生活、また家庭生活ということで対応を書かれておりますけれども、先ほど井下議員にお答えしたようなことではありますけれども、やはり特に気管支の病気、ぜんそく、アレルギーの重症といたしますかですね、とても気になる子どもに関しては、密に養護の先生と連絡を取っていただくようにしております。家庭生活におきましては、家庭の啓発もちゃんと学校から学校だよりをやっておられますし、学校生活では3月8日の特に二小の遠足は全員マスクということで行われております。そういった連携をされております。また、本当に緊急にひどくなられた場合には、例えば薬の服用あたりはすぐ連絡して持ってきてもらうとか、携帯用の吸入器がいる方はすぐ連絡して持ってきてもらうとか、そういった連絡もしながら対応していきたいと、してほしいというふうに校長会では話しておりますので、そういったことで土曜も日曜におきましては、保護者の方の注意喚起が生きてくると思うし、また学校生活においてはそういった学校からの密な連絡と学校の対応をしていきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問をどうぞ。8番議員。

○8番議員（山口純子君） 対策を先駆けてやっておられますけど、マスクですね、この普通のマスクでは除去することができないということで、先ほど防塵マスクとおっしゃいましたけど、そういう購入方法とか、そういうのはどなたか着けられている方はいますかね。何か苦しいとか、長時間はできないということでしたので。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 私もこの防塵マスク、いわゆる医療用とか作業用ということ、校長会で話しました手前、自分で荒尾のサンコーに行って買ってきました。丸くなって、3枚入りで687円でした。しかし、これは2.5に対応できるということで、はめてみて、そんなに息苦しいということはないんですけれども、ただ日頃しませんので、確かに不自由は不自由だと思いますけれども、慣れていけば大丈夫かなというふうに思っております。ただ、いろんな種類が出てますので、そのへんは特に気になる家庭では、家庭なりに選んでいただきたいというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） マスク、空気清浄機も、いろんな機能性もありますけど、私たちはどれがいいかというのは専門的にわかりませんが、家庭内でも一応用心はしております。また、周知のことですけど、土・日は南関町でも梅まつりが盛大に行われて大盛況でございましたけど、荒尾市のなかよし一輪車競技大会とか、上天草パールマラソン、玉名市では金栗駅伝大会が予定どおり開催されております。それは数値が少なかったので開催されたと思いますけど、これからも南関町でもいろんなイベントが開催されておりますけど、先ほど私が言った体育祭の件ですね、そういうのも荒尾でも問題になっております。それで、先ほど5月の末ぐらいまでは黄砂とともにやってくる可能性がありますけど、そういう対策は再度お願いいたします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 最終的にいろんなことを決める場合、環境省から文科省のほうに連絡が入るそうです。文科省から県の教育庁、それから玉名教育事務所ということで連絡が入ってまいります。そのときに例えば体育祭を実施するか否かということに対しては、そういった県の教育庁や文科省あたりの問い合わせをし、また医学的な根拠については環境省あたりにも問い合わせをしていくかと思います。何せこれが、こういうふうな話題になったのが初めての年ですので、軽々にはちょっとお答えできませんけれども、そのへんは上部機関と、いろんな医療機関と連絡を取りながら、情報ももらいながら、果たして健康マラソン大会も実施していいものかどうかは、4月29日の前の段階で密に調べて行っていきたいと思いますし、それはもしかしたら、アドバイスとして、もうしないほうがいいというふうなアドバイスがあった場合は中止せざるを得ないかもしれませんけれども、そのへんはちょっとまだなってみないとわかりませんので、ただ密に調査をするということはお約束したいと思います。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） ぜひそのようにお願いいたしますけど、私たち、そのホームページ、メール配信、携帯電話とか、注意喚起メールがされておりますけど、私たちの年代、高齢年代になると、そういうメールも使いきりません、実際言いました。それで、広報車でも回られたことがありますね。いや、それは私が聞かなかった。あの、濃度が高い日は行政無線よりも広報車で回れる地区があったと思いますけど、それはどう思いますかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えします。

先ほど1番議員の中でのご質問でもございましたけれども、荒尾市さんの場合は、

独自で、1日の時間の途中で85マイクログラムを超えた場合については、そういった広報車等を通して周知するというふうな方法も取っておられるようでございます。ただ、南関町の場合につきましては、一応県のほうからの方針というのがございましたので、県の方針というのは一応朝の5時から7時までの間に85マイクログラムを超えた場合に各マスコミ、市町村、そういったところに周知するという形でございます。注意喚起の公表をするということでございます。それを受けまして、南関町の場合でもそういった形で対応していくということを考えておるところでございますし、また先ほども申しましたけれども、3月15日の段階の広報を出す日でございますけれども、その日に住民課と申しますか、町よりPM2.5についての注意喚起というお知らせで、各家庭のほうに配布をしたい。その中にこういった注意喚起が公表された場合の対応としまして、不要不急の外出を控えること、それから屋外での激しい運動はできるだけ減らすこと、それから外出時にはマスクを適用に着用することが望ましいこと、そして室内に粒子を持ち込まないように喚起を最小限度としてから洗濯物とかできるだけ室内に干すというふうな工夫をお願いいたしますというふうなことで、そういったことも含めたところの周知用の文書を配布したいと思っております。メールの登録等につきましても、その中で携帯電話からもそういう形でできますという形で、そういったそのアドレスと申しますか、そういった登録の方法についても一緒に載せて、そして周知をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。ただ今の質問は広報車を回すかどうかの質問が主旨ではなかったかと思いますが、その点の答弁をお願いします。住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 失礼しました。現在のところでは、PM2.5に関しての場合についてのところは考えておりません。ただ、周辺の状況を、例えば荒尾市さんだけではなくて、周辺の状況等を考慮した上で検討していきたいとは思っております。また、別にご存じかと思えます。光化学スモッグあたりは、注意報が出る場合があります。その際には、広報車等でするようにしてございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） ぜひ、野良仕事ですね、今からジャガとか、いろいろ農作業の仕事が増えますし、一人暮らしの方なんかは気づかれずに、目に見えない汚染ですので、そういうことは民生委員さんにでも伝えながら注意をせんと、洗濯物を干したり、一人暮らしの人たちがすぐにはでんけど、やはり新聞等によりますと、高齢者、子どもさん、ぜんそく、そういう病気をもたれる方が非常に注意するように言われていますけど、ぜひ広報車は回して、作業をされる方なんかの周知をして

ほしいと思います。どがんですか、される予定は、先ほど聞いたけど、ぜひお願いしたいと、私は思いますけど。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 状況を考慮いたしまして、そして検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） 皆さんが答えはずっと一緒ですけど、本当に対策は十分されております。と思いますけど、子どもたちの学校生活ですね、これからは本当に窓を開ける時期になります。そして、日によっては暑い日もありますので、非常に外で遊びたくなりますし、うきうきする季節でありますので、外で遊び、いろんな行事も、先ほどから言いますように、予定されておりますので、学校との連絡を密に密にしながら、住民への安心な周知方法を考えながら、特にぜんそくなどの課題を抱えている子どもたちの特段の配慮をお願いいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（本田眞二君） 以上で、8番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 皆さん、こんにちは。

まずは、この町の三大まつりであります梅まつり、非常に盛大のうちにとり行われた、非常に関係各位の方々はたいへんでございました。本当によございました。

一般質問の内容でございますけれども、今回は2点の質問をしたいと思います。平成18年の3月に突然県のほうから産廃処分場の建設ということで発表がございました。それ以来、この町の、本当にもいろいろな面で町長以下、関係各位の方々、そして議会、大変だったと思います。そういう中で非常に激しい議論を地元となり、いろいろな方々との議論を繰り返しながら、昨年8月、基本協定にいたり、そしてまた今年の3月に環境基本協定が結ばれたわけでございます。そういう中で、地元の方々が当然行き着くところは振興策ということで決着をつけねばならない自体になってきておるわけでございますけれども、この振興策に伴う町債、あるいはまた交付金等についてお尋ねをしたいと思います。

2番目に、債務に対しての交付金措置はどういうふうになっておるのか、そして3番目には、この債務に対する公債、将来の実質公債費比率はどういうふうになるだろうかというようなところをちょっとお願いしたいと思っております。

それから、大きな2番目につきまして、この議会でも度々、ほかの議員さん方が取り上げておられますが、空き家対策についてお尋ねをしていきたいと思っております。非常に少子高齢化が進むにつれまして、各地域の空き家というのが目立つようにな

ってきているように思います。この空き家が空き家だけで済むならいいんですけども、これが廃屋となった場合どういうふうになるのか、環境的にも悪い影響を与えるのじゃないかと思っておりますが、既に廃屋になりかけておる空き家というのが非常に多く見られるように思います。これはどこの地域も同じであろうと思いますが、そのへんのところをどのように担当課では把握しておられるのか。そして、それに伴うこれはあくまでも個人の持ち物でございますので、個人の責任でもって処理をしていかなければならないとは当然これはわかりきったことでございますけれども、それに伴う費用の面で非常に窮地に立っておられる方もおられると思いますので、そのへんのところの町の助成等も考えていかななくてはならないのではなかろうかなあという気持ちもいたします。そのへんのところを執行部としてどのように考えておられるのかお尋ねをいたしまして、あとは自席のほうで質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（本田眞二君） 1 1 番議員の質問に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 産業廃棄物処理処分場建設に伴う地元振興策に対しての町債の計画をお尋ねですのでお答えします。地域振興策の予定の総事業費、約 2 3 億 8,400 万円でございます。この内いわゆる起債、過疎債で考えております。過疎債の額が 8 億 3,400 万円、今のところ、その計画でおります。

②のお答えです。この過疎債 8 億 3,400 万円の 70%が普通交付税で算入されます。その残りの 30%分、それと合わせて利子分を含めて地域振興策の交付金で補う予定にしております。

それから、3 番目の実質公債費比率はどうなるかというご質問でございます。地域振興策に関わる事業で、計画どおり過疎債で借入を行った場合、0.09 程度の公債費比率が上昇する見込みであります。平成 23 年度の実際公債費比率が 8.5%でありますので、0.09 を足しても 8.6%でございます。財政健全化判断の基準が 25%以下でありますので、振興策の過疎債の分を借りても町の財政には問題ないというふうに考えております。

次に、空き家対策でございます。まず 1 番目の空き家や廃屋の実態数を把握しているかというご質問につきましては、まちづくり推進課長のほうがお答えします。

②にお答えします。防犯、防災、安全性の観点からいきますと、居住、利用者がいなくて、管理されてない空き家、廃屋については、そのまま放置されると瓦や外壁等の落下、また犯罪の温床、火災、それから景観の悪化等、周辺の住民にとって生活をおびやかす問題であると考えております。特に危険な家屋については、所有者に指導的指導、助言、勧告を行えるような条例の整備、また撤去費用の補助についても今後十分検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えしまして、この後の質問については自席で答弁させていただきます。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 11番、酒見議員の一般質問、①の空き家や廃屋の実態などを把握しているか、またはそれらの現状をどう考えるかとの質問ですけれども、空き家や廃屋の実態数につきましては、以前の一般質問でもお答えしておりますが、住んでよかったプロジェクト推進事業の中の空き家バンク制度の関係で、平成22年9月から10月にかけて、町内すべての区長さんをお願いして、空き家等の調査をしてきたところでございます。その後の追加調査は実施しておりませんが、その時点の通知としては空き家が165件、空き店舗が6件、宅地としての空き地が36件の、計の207件が報告されております。この207件につきましては、すべて担当課で現地調査を行いました。職員が目で見たとところでの判断ということですが、外見上、利用可能としたものが130件、利用不可能としたものが77件でしたが、問題のこの77件の中には、住める状況になく、倒壊しそうな家屋というのが30件ほどございました。そのような現状をどう考えるかということで、これはまちづくり推進課のほうで判断すべきかということがありますけれども、この調査をしたところの感想といいますか、そういったことにつきましては、先ほどの総務課長の答弁とも重複しますが、防犯面や景観的にも問題がないとは決していえないような状況であります。先ほど議員のご質問の中にもありましたが、本来は家屋の所有者の財産でありますので、所有者が責任もって対応すべきであると、そういった考えはありますけれども、やはり対応する能力がない方、あるいは所有者や管理者がこちらのほうにおられない場合もありますので、現在は何らかの支援策等もできないかということで、まちづくり推進課のほうでも検討しているところでございます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席で答弁させていただきます。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。なければ、再質問を開始してください。

11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） どうもありがとうございました。

まず、県が示されました振興策、社会資本整備交付金、いわゆる交付金ですたいね。社会資本整備交付金、それから環境立地交付金等がこの前示されたと思いますけれども、この額、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 全体の事業費につきましては、今、総務課長が申されたとおりでございます。それから、現在のところでは起債も8億3,400万円と、



それから社会資本整備交付金、国の補助でございますけれども、一応今の段階では12億600万円ほどを予定しております。残りの事業費として県からの交付金、モデル事業交付金5億円、それから立地交付金1億円ということで、総額6億円が南関町に交付されるということで、一応町の単費といいますか、お金を持ち出しせずに、起債、国庫補助金等の裏負担分については県からの交付金を充てる予定ということで考えております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 審議員に非常に申し訳ないんですけども、社会資本整備交付金の中が、これがだいたい県からは5億1,300万円ほどと私は聞いておりましたけど、これが12億ですか。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 社会資本整備交付金と申しますのは、例えば道路あたりを造る際の国からの交付金という、今まで国庫補助金というような形で来てた分が、その交付金ということで、だいたい事業費の率でいけば、今6割ぐらいということでお聞きしておりますけれども、今酒見議員が言われたその5億円というのはちょっとわかりませんが、一応県からの交付金というのが6億円、町のほうに交付されるというところで、この社会資本整備交付金といいますのは、その事業に伴う国からの交付金ということで、それが今20億ちょっとほどの事業費に対して約半分ぐらい、12億ぐらいが国の社会資本整備交付金を充てて行うというようなどころでお答えしたところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。私はですね、この交付金がだいたい6億円ぐらいということは聞いておりました。それはその6億円の中には環境立地交付金、その地元に対しての1億円というのを含めたところで聞いたものですから、12億円というのは、今初めて聞いたわけですけども、まずこの交付金というのは一応ちょっと置いときましてですね、去年のちょうど4月頃、ちょうど1年ぐらいになるとですが、このときに町のほうでだいたい振興策を取りまとめられた、その金額の数字というのが170億円ぐら이다いたいあったと記憶しておりますが、今度この県のほうから示された振興策の内容につきましては、約その10分の1、18億円ぐら이다と思っておりますけれども、その中で12億円の社会資本交付金というのがどうもそのへんのところがわからんとですが、もう一回、その町のほうから提示された振興策と、振興策の内容をもう一回教えていただけないでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 今、酒見議員からご質問がありました、当初の南関町

の振興策としての要望、170億円の内訳ということで、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので申し訳ありませんけれども、170億円の内訳として、その多くといたしますか、町からの要望分がそのうちの百何億あったと思います。そのほとんどが道路整備関係の要望でございました。それにスマートインター、それから工業団地等を合わせて百数億になったと思います。どういった経緯でそういった道路整備の要望を出したかと申しますと、一昨年になりますか、地区を回った懇談会ということで、南関町の全地区を約1カ月かけて懇談会で回りまして、その中でもやはりどの地区も道路整備あたりで歩道あたりの整備が出されていないので、そのへんの整備をしてほしいという要望がありました。町としては、振興策ということもありますけれども、やはりどの地区も同じ課題を抱えているということで、そのへんのところも含めて道路整備をしていただけるならということで、南関町の課題というようなことも含めて要望した内容がそういった形の金額になっているところがございます。あと、それ以外の地元の要望につきましては、公民館の建設とか、地元の町道あたりの整備、あるいは通学路あたりの整備、農業施設の整備あたりをしてほしいという要望を受けまして、県のほうと協議して、まとまった数字が先ほど申されました約23億円ほどの事業費ということでなっております。ただ、町が要望しました事業につきましては、この振興費の事業費としては上がってきておりませんが、県に対しては今まで同様にできるだけ優先的にそのへんのところの整備を進めてもらいたいという要望は引き続き行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。これが地元からの要望の当初取りまとめられた約数十億の振興策、これがどうこうということはもう私は一切ないんですよ。できるだけ多くのことをしてあげたいという気持ちは、担当課の方々もかわらんだろうと私は思いますけれども、それには当初の計画の中には、今言われましたようなスマートインターとか、工業団地とか、非常に大きな、これだけで大きな数字が上がってきておったために百何十億になったのだらうと思います。しかしですね、その中であまりにも振興策が今23億8,000万円と言われましたけれども、だいたい23億5,000万円ぐらいじゃなかろうかなと私は思うとりましたが、23億5,000万円といたしましても、あまりにも違いすぎるために、後でこの振興策をやってくれんかというような要望が出るというようなことはございませんか。これは今県が今提示しておる振興策の内容と、町の中には23億8,000万円の中には、町がある程度、振興策を絡めたところの数字も入っておると思います。それで、そ

れを両方合わせまして、要するに23億8,000万円ぐらいの数字になっておると  
思いますが、これはこれとして、今現在、過疎債、これに対しての過疎債、あるい  
はこれに対しての交付金というのが示されておると思いますが、このほかにこのも  
ともと百何十億だった振興策の中に漏れたところがあるというようなことになれ  
ば、もうそういうことはもう専門でされとるから、ないとは思いますがけれども、あ  
まりにも最初の金額と違いますので、後で出てきては非常に町としても町独自でし  
ていかにやらんというようなことになれば大変なことになりますので、そのへん  
のところをお聞きしておるわけです。そのへんのところはどうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） ただ今ご指摘がありましたように、確かに当初要望額  
と実際の振興策との差額というのは相当な金額が出ております。ただ、町長がいつ  
も申されておりますし、とにかく地域振興策については、地元を中心に地元の希望  
に沿ったような形で振興策を実施していくということで、一応県との協議、地元と  
の協議をしていく中で、メインとなって協議をしました内容が、地元からの要望は  
100%とはいきませんが、ほぼ満額といえますか、要望していただいた事業  
はできるような形で取りまとめた結果として、こういった数字になってきており  
ます。一応削りました事業につきましては、町道あるいは県道あたりの歩道整備と  
いうことで、本来ならばもともと町がやるべき事業で、その事業につきましては、  
仮にやるとすれば、その国の補助金が付いたりとか、起債が付いたりとかいう形に  
はなりませんけれども、県の交付金あたりを、特に地元から要望の公民館とかレクリ  
エーション広場、あるいはその諸々の要望は、ほとんどが国の補助金あるいは起債  
の対象にならない分というようなところで、できる限りそういったことになりま  
すので、県からいただく交付金をそちらのほうに充ててやっていくということで考  
えております。一応地元のほうから要望が上がっている分を、これから何年かけて  
やっていくわけでございますけれども、今一番心配されてた追加として出てくるよ  
うな事業がないかというようなご心配もございますけれども、まずは今要望されて  
いる事業、これは地元のほうから要望が出た分を地元にもお話して、了解をいた  
だいた事業ということで、まず今出ている分を実施して行って、その後、いろい  
ろご要望、出てこないとは限りません。出てきたとしても、それは地元あるいは町  
のほうでそういった財政的なところも勘案して、今後は対応していくことも出て  
くるかと思っておりますけれども、今の段階ではとにかく県と協議して、地元と  
協議して、取りまとめた内容を実施していくと、着実に進めていくというところ  
に全力を注いでいきたいというふうに考えております。とにかく減った分につい  
ては、ほとんど町からの要望しとった分で、ちょっとこれは振興策として馴染  
まないかなど、坂下地区

を中心というようなところもメインに考えますと、そこまではちょっと振興策として要望するのはどうかなというようなところで削った分が減ったということでご理解いただければと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。地元の方々の要望、これは非常に町当局、議会も苦渋の決断をして、本当に激しい議論の末にこういうことに至ったわけでございますので、できるだけ多くのことを吸い上げていただいて、地元の要望は聞いていかないかん、これは町長の方針でもございました。それで、当然のことと思えますけれども、この中で国からこれとは関係なく受けられる交付金、補助金みたいなものがあると思えますけれども、農業用施設等につきまして、山中堰とか、野中堰とか、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） ただ今11番議員のほうからご質疑の点でございます。

地域振興策の中で要望関係の井堰等につきましては、経済課という形で住民課のほうから示していただきました。経済課としまして予算を補正等し、現状進めているところではございましたが、昨年の自民党の政権交代から緊急対策におきまして、井堰及び農業関係施設等については、計画が具体的に示しているものであればよろしいというようなことで、ただ今ご指摘の山中堰、それから野中堰ですね、それから諸々の中山間関係の井堰も上げさせてもらっておるところです。現在、3月、この議会に補正をさせていただいて、24年度の繰り越しという形で、水稻がとれる秋口には工事着工という形で現在県と協議をしているところではございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。非常に地元の方々が待ち望んでおられる、この井堰の修理、新設、いろいろだろうと思えます。それで、県のほうから示されたこの振興策の内容の中に、これとはダブってはおらんとですたいね。ちょっとそのへんのところはいかがですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） 地域振興策は南関町に来るということでございますので、一応予算取りは地域振興策でしてありました。その分を国のほうのこの政策の事業に切り替えるという形で、究極、県から申し出があつて、こういうのがありますよと、農政関係にはありますよというときに、やっぱり最終的に金額が上がつてやつについてというのはもう設計書が出来ているやつについて、または見積りが出来たものについて対応させていただき、国のほうの予算が55%、残りが地域振興策

とは別に、県のほうは15%付けるという形で金額が70%は特別に地域振興策の計画分からマイナスになるというような形で私たちは国の金を計画で上げております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。これは何しろそういうような方針は違えども、振興策の一つとして、していただくということは非常に喜ばしいことであろうと思います。それなりの町当局のご苦勞があつて、そういうような数字が理解をされておるものと思いますが、そこでこの町債が23億8,000万円、私は23億5,000万円ぐらいだと思いましたが、これはもう若干の違いはございますけれども、町債が8億6,000万円ぐらいの町債になろうかと思いますが、これは間違つておらんとでしょうか。ちょっとそのへんのところを。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） あくまでも机上も計算上ということで、先ほど総務課長が申しましたように、総事業費が約、今のところ23億8,400万円と、それから起債の借入予定額が8億3,400万円ほどということで、今のところ試算しるところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） だいたい数字は近かところの数字だったですね。そしてらですね、起債はこれは10年ですね。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 過疎債になりますと、3年据え置き、利息を3年払つて、残り9年間で元利償還ということで、合わせて12年償還になると思います。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。この中の今度、交付税措置を恐らくされますね。交付税措置に相当する額、これがだいたい6億1,000万円ほどと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 8億3,400万円を過疎債で借りまして、7割が交付税算入されます。残りの償還額が2億6,300万円程度になると思います。それと、これに利子が付きますので、利子分が2億6,300万円に200万円程度の、交付税を7割を減額した分ですね、引いた分の実際の償還額でいきますと2億6,500万円程度になってくると考えているところです。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

- 11番議員（酒見 喬君） 交付税措置が2億6,000万円ですか。
- 議長（本田眞二君） 総務課長。
- 総務課長（堀 賢司君） 8億3,400万円の70%ですね、交付税に算入されるのが。なるわけです。5億8,000万円程度ですか。
- 議長（本田眞二君） 11番議員。
- 11番議員（酒見 喬君） わかりました。そこで関係するのがですね、この交付税措置は10年にわたってあるとですが、当初、この交付税措置のほかに、この工事に対する地元負担金、これを当初の約6億円の中から出されるわけだろうと思いますが、この振興策のこの中に、私が非常にわからんとは、理解のできんと思うのですが、この県が示した振興策の中に、当然造られねばならない施設を建設したために、造らねばならない進入道路、これも入っておると私は思います。この部分ですね、この振興策の中になぜ入れなければならないのか、私が勉強不足かもしれんけどですね、そのへんのところをちょっとどうしても理解のできませんので、説明をお願いしたいんですが。
- 議長（本田眞二君） 住民課審議員。
- 住民課審議員（菅原 力君） 酒見議員が今言われたとおり、私たちが当初、処分場の建設の話が来て、実際に話を進めていく中で、取付道路、進入道路というのは、あくまでも処分場と一体となっているものではないかと、処分場に行くための道路だから、処分場の整備工事の一環として県が工事するのが当たり前じゃないかということは何度も申し上げてきたところでございます。ただ、そういった中で、県事業団が言われるには、処分場とその道路は別物だと。その建設工事費の中に取付道路を入れ込んでというのはできないというようなところございましたので、最終的には地域振興策の一環として造っていくと。ただし、金額も大きゅうございますし、いろいろな県あたりとの協議とか出てきますので、これは今回、新年度の予算の中で事業主体は町ではございますけれども、事業の実施、実際の用地買収から測量設計、工事につきましては、取付道路の部分については県のほうにお願いしたいということで現在進めているところでございます。確かに、いわゆる議員が言われるとおり、私たちが納得いかない部分はございますけれども、一応そういったことで振興策の一環として県のほうに実施していただくということでこちらも了解して現在進めているところでございます。
- 議長（本田眞二君） 質問の途中ではありますが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番議員の質問の途中でありましたので、これを続行します。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） だいたいわかりましたけれども、あと1、2点、お伺いいたします。

これに対する年間交付税措置をされるトータルが、先ほど総務課長が5億6,000何百万と言われましたけれども、この5億6,000万円に対する措置費に対する交付税充当額というので今度発生すると思います。この中から最初、交付金をいただいておりますけれども、この事業に対する23億8,000万円に対する充当額が恐らく発生するはずですが、この充当額と交付税措置額に対する、工事に対する充当額、この数字はどういうふうになつていのでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） いわゆる70%が交付税算入と、その充当率については70%です。100%充当でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 交付税措置に対する充当額、充当額というのは振興費の工事に対する充当額ですね。この交付税措置に対する5億6,000万円、この中から、これはほかの振興策にも使っていくというような金額でしょうか、それともこの産廃処分に関わる工事に対する充当額というのが、恐らく6億とかそういうことでは足らぬと思いますが、それは考えてはおりませんか。引き続きちょっとよかですか、すみません。

○議長（本田眞二君） はい。

○11番議員（酒見 喬君） 先ほど振興策、交付税ですね、交付金、国から社会資本交付金が12億と言われましたけど、これは6億円と、地域に対する交付金が1億円というようなことを聞いておりましたけど、それじゃなかですたいね。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 先ほども申しましたように、この社会資本整備交付金、先ほど約12億円と申しましたけれども、これは議員が言われております、例えば熊本県から来ますモデル事業の交付金5億円というのと、処分場が立地する市町村への立地交付金1億円、この町に来るこの交付金とはまた別物でございます。これは社会資本整備交付金といいますのは、通常、振興策以外でも例えば建設課あたりで町道の工事を行うということで、例えば1億円なら1億円の工事をする際に、そのうちの6割程度が国から来るという主旨のお金でございますので、12億円と申しますのは、この地域振興策の中でそういった国の補助金に該当するような事業あ

たりを行いますと、その分が国から来ると。その残りに起債を充てるということで、その起債のうちの7割が交付税に算入されて、町のほうに、これは県のほうからですね、交付税として町のほうに入ってきますので、残る3割はどうしても通常、町が負担しなければならない金額ということになります。その3割の金額に県からいただいたその6億円を充てて、町が持ち出しがなくなるような形で事業をすべてやっていると。そういったことで、最終的にはその6億円を町の負担がないようにすべて充てて、事業を実施していくというようなことが、この中のお金の使い道ということで考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。非常に申し訳ありませんでした。この県の説明、私たちに県が説明されたときは、社会資本整備交付金の6億円と、5億1,300万円というふうに私は聞いてましたけど、5億円と、地域立地交付金、これを1億円というふうに聞いておりました。今の審議員の説明を聞いてですね、なぜ12億円という数字はどがんして出たっただろうかと、それがわかりませんでした。それは今言われたように、ほかの諸々の農業関係、この処分場に関する交付金ばかりじゃなくて、農業用施設とか、国からいただく別のこともする、そのためにその差額がそれを充てるんだというようなことであれば理解できました。どうしてもそのへんのところがもやもやでわからなかった。それでですね、それに対する措置費、措置費に対するこの充当額、これは100%ですね。先ほど総務課長が言われたように100%になります。これは、それでやっと理解できました。どうもありがとうございました。

それでですね、この実質公債費比率、これにつきましては先ほど総務課長のほうから、これをやっても0.05ぐらいの数値にしか当たらないというようなことでございましたので、それはもう省略いたします。この産廃処分場の交付金に対する振興策、これについては理解できました。どうもそのへんのところがですね、6億円に対する、あとの6億円というのがどうも理解できませんでしたので、やっと理解できました。これで、それは終わります。

次に、この空き家対策について、先ほどまちづくり課長からの説明がございました。それで、当然この空き家対策というのは、冒頭に申しましたように、我々が町がこれは空き家対策をする必要はないというふうに思いますけれども、あくまでも個人の持ち物ですから、個人が責任をもって処分すべき問題であろうとは思いますが、あまりにもあちらこちらに数が多くなりすぎて、そしてその中身がもう廃屋になっておるといようなことを耳にしたり、目にしたりします。それで、これについては非常に昔の家を処分するということになれば、今の費用が二、三百万



かかるような状況でございますので、その費用を非常に右から左に出される方ばかりではないと。もう放っていっちょくというような方たちもいらっしゃる様に聞いております。しかし、そうしてもらおうと、周辺の地域にとって非常に困るわけですね。環境的にも困るし、先ほど言われました防災的にも火災が起きたり、いろいろなことで困りますので、これは何とかこれをしなくてはいけないのじゃなかろうかなあというふうに思います。先ほど課長の答弁の中で、利用されるのが130戸ぐらいは利用されるだろうと言われました。それで、その中で本当に廃屋というのは、30戸ぐらいはありませんかというふうに言われましたけれども、問題はこの30戸なんですよね。この30戸あたりをどういうふうにしていったら一番いいのか、先ほどもちょっと言われたように思いますけれども、もう一度、お願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 基本的にはやっぱり所有者が管理すべきものだ。ただ、所有者がいなくなったとか、遠方にいるとか、そういうことも発生するだろうと思います。先ほど条例の整備というようなことで言いましたけど、指導勧告ができるような条例の整備も必要かなと。あくまでも所有者が責任をもって管理するのが基本でありまして、それに指導するような、指導できるような、勧告できるような条例の整備も必要かと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 非常に財政的に厳しい中に、このようなことが発生するとなりますと、なかなか難しい点もあろうかと多々思います。しかしながら、先ほど来、課長からも言われましたように、私も思いますけれども、環境的にあまりよろしくないような状況になりますと、非常に問題も起きてまいりますので、ぜひ一つ、このへんのところの条例の整備、そういうことをしていかななくてはならないというふうに思っておりますので、そのへんのところはよろしくお願いいたします。

それから、まちづくりのほうでよくよく考えられてはおるとは思いますけれども、この有効策、有効利用ということ併せて考えていかななくてはならない、これは当然のことだろうと思います。それで、地域に把握されとる中でも結構ですけれども、1校区から4校区まで、だいたいどのようなこの165戸の中に、私たちの地域にも5、6件ぐらいは空き家がございますが、1校区、2校区、3校区、4校区の中で、わかっておられるならば、どのくらいのこの165戸がどのようなことで分散されておるのか、ちょっと数字的に教えていただくならと思っております。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） これは活用できる165戸についてでしょうか。

○11番議員（酒見 喬君） それで結構です。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） はい。全体でも一応集計はしております。ということで、207件ありますということで、先ほど答弁いたしておりますけれども、全体の207戸でいいますと、第一校区が79戸、第二校区が59戸、第三校区が26戸、第四校区が43戸、計の207ということになります。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） そうすると207、そうすると、この中の廃屋については、これは引いた数字でよかったですかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 今報告しました207には廃屋もすべて含めたところでということの数字になります。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） わかりました。これは廃屋を含めて、この30件というのが廃屋だったと先ほど言われました。これも入っておるわけですね。それで、この非常に大変だと思いますけれども、このへんのところの撤去費用の助成、そういうことをする前に条例の制定をしなくてはいけないのですが、それを含めまして必要ならばこれを進めると、いくらに限り助成を少しでもするというような条例の制定をしながら、地域に及す悪影響というものを少しでも減らしていくならばというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

先ほども言われましたけど、このへんのところで私の質問を終わります。お世話になりました。

○議長（本田眞二君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） こんにちは。2番議員の境田です。

今回は、少子高齢化社会に合った公共交通体系のあり方について質問します。南関町は熊本県の北西部に位置し、南北に約11キロメートル、東西約10キロメートル、総面積68.9平方キロメートルの、自然豊かな山に囲まれた町です。南関町における地域公共交通の現状は、人口減少、特に少子高齢化が進み、また自家用自動車による移動で、町内唯一の公共交通機関である路線バスの利用減少が見受けられています。南関町には路線バスのない地域や、あっても利用しにくい地域の方々の交通確保に3つの取り組みがなされております。まず、巡回福祉バスが無料で運行し、高齢者の方々が利用できます。月水金が坂下、四ツ原、賢北地区、火木土が大原、南関地区です。1日おきで福祉施設に行っても帰りが早すぎるなど、利用しづらいとの声をお聞きします。

高齢者移送サービスの事業では、家庭で移送することや、既存の公共交通を利用

することが困難な町内に居住する65歳以上の高齢者に対し、専用車で有料で移送サービスを実施しています。しかし、月に6回しか利用できません。また、タクシー料金の半額を助成するタクシー料金助成事業もあります。運転免許証を持っている人がいない世帯や、免許証を持っていてもその本人が入院、入所している世帯に該当される人がいた場合に交付されます。この制度も月に6回までの利用制限があります。あとの質問の際に申し上げますが、この3つのシステムに、住民のニーズに合っていない点がいくつか見受けられます。交通は生活するにあたり、たいへん重要な役割を果たしています。交通なしでは私たちの暮らしは成り立ちません。

そこで、町長にお伺いします。安全で安心して暮らせるまちづくりの観点からも、交通弱者、交通空白地帯の増加の解消、高齢者などの移動の確保、南関町に合った新たな交通システム、運行システムを直ちに対策に取り組むべきではないでしょうか。平成21年10月には、瀬高から南関上町間の路線バスが廃止され、植木大牟田線の八田杉本間は早くから廃止になっています。いつからか、またほかにあるのか尋ねます。

10年前の南関町は1万2,003人の人口でしたが、昨年度は1万822人で、1,181人減少しています。最近の高齢化は33%に達しています。人口減少などによる利用者数の減少に伴う路線バスの補助金は、平成23年度3,233万4,000円でした。路線バス補助金の10年間の推移はどのようになっているのか、また路線バスがなくなった時点で、地域住民の方々の意見、代替交通の要望はなかったのか、町長に尋ねます。

県内では、公共交通が利用できない空白地域を最寄のバス停から1キロ以上、不便地帯を500メートル以上と定義されているところもあります。当町も交通空白地域、不便地域の設定はなされているのでしょうか。なされているならば、対象地域はどのようになっているのかお尋ねします。

今年の広報「なんかん」の2月号に路線バスを利用しましょうと記載してありました。地域の路線バスを存続するには、路線バスが通過する沿線の地域の方々、皆さんが積極的に利用することが必要不可欠ですと述べてありますが、路線バスがあるところはいいかもしれません。南関町の路線バス負担額は7路線で、先ほども述べましたが、平成23年度3,233万4,000円の町負担でしたが、町民1人当たりで計算しますと、負担額は2,290円、その中の一つ、庄山線は町民1人当たりの負担額961円、町負担は1,037万7,000円となっています。負担額は一番多いようですが、中には路線バスが運行してないところもあります。負担しているのに路線バスがない、不公平ではないでしょうか。公平な福祉向上を進めるべきではないでしょうか。移動することが困難な地域の方々の移動する権利の尊重は

どうお考えでしょうか。町長の答弁を求めます。

他の市町村では、交通空白地域には玄関先までタクシーが迎えに来、目的地まで送り届ける予約制乗合タクシーを運行しています。バスより便利で、タクシーより安い交通システムです。我が町にも一刻も早く導入すべきだと思いますが、取り組みは考えていないのか、また取り組みをしている近隣の現状について、町長の答弁を求めます。

この後の質問につきましては、自席からさせていただきますので、よろしく願いします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました2番、境田議員の少子高齢化社会に合った交通システムについてのご質問にお答えいたします。現在、南関町の公共交通機関につきましては、産交バス、西鉄バスが運行される路線バス、町内を巡回する福祉バス、高齢者移送サービス、福祉タクシー事業を行って、交通手段を確保している状況にあります。特に路線バスに関しましては、一年一年利用者の減少により、運行を維持するための補助金が増額しており、路線バスの走っていない地区を含めて、総合的に町の交通手段をどのようにするか検討しなければならないと思っております。しかしながら、路線バスにつきましては、熊本市、山鹿市、玉名市、大牟田市の隣接市との連携する路線ですので、便数を減少することは関係市町との協議の上で可能であると思っておりますが、路線廃止は難しい状況ではないかと思っております。また、隣接市町においては、予約制乗合タクシーで成功している事例もありますが、当町ではエリアの路線バスとの問題、必ずしも同じとはいえません。今後の高齢者等の交通手段の確保は、予約制タクシー、既存のタクシー助成事業の緩和、福祉バスの拡大等、いずれの手段が南関町に合った交通手段かを十分検討していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 私のほうからは、質問の要旨の①から⑤に対してのお答えをしていきます。

まず、質問の1の1番でございます。瀬高から南関上町の路線バスの廃止、それから植木大牟田線、八田から杉本間が廃止されたのは、いつからかと、またほかにあるのかのお尋ねでございます。ちょっと年代が古い順に整理してみましたのでお答えします。大牟田山鹿線、これが大牟田から山鹿まで、杉本から四ツ原地区を通りまして坂下三ッ角から菊水を通して山鹿に行く路線でした。産交バスと西鉄バス

が交互に運行しておりました。これが廃止されましたのが昭和48年でございます。それから、次に荒尾南関線という路線がありました。産交バスが運行しておりました。平成4年10月に廃止されております。これは荒尾から杉本、田原、それから坂下三ッ角を通りまして南関に来る路線です。それから、大牟田南関線、勝立線でございます。平成12年10月に、これは西鉄バスが運行しておりましたが廃止されております。それから、質問にもありましたとおり、瀬高山鹿線、平成21年の10月に廃止されております。これは産交バスが運行しておりました。当時はJRバスが運行しておりましたが、その後、産交バスに変わって、産交バスの時点で廃止されたところでございます。以上が、これまでの廃止された状況でございます。

質問の①の②番ですね。利用者数の減少に伴う補助金の推移はどのようになっているかというご質問でございます。一応平成14年度から平成23年度までの補助金の額を調べております。平成14年度が1,521万6,064円でした。これは年々増加しておまして、平成23年度にいきます。議員の質問の中にも金額書いていますけど、町の実績でいきますと3,242万5,459円でございます。約10年間で2倍以上になっているという状況でございます。

それから、③のご質問です。路線が廃止された後の住民の移動に対してどのような対策を講じたかというふうなご質問でございます。大牟田南関線、いわゆる勝立線につきましては、西鉄バスを南関から庄山までを委託運行でその対策を講じております。瀬高山鹿線につきましては、いわゆる外目地区の路線バスが廃止されたものですけど、これについては何ら対策を講じておりません。過去の昭和48年の大牟田山鹿線、荒尾南関線のときの対応についてどうされるかということとはわかりませんが、現在、何ら対策を講じてないというのが状況でございます。

次、質問の要旨の④でございます。空白地帯をバス停から1キロ以上、不便地帯を500メートル以上と定義さなれているところもあるが、当町では設定しているかというご質問でございます。当町では設定をしておりません。

⑤のご質問です。交通空白地域には予約制乗合タクシーの導入の取り組みは考えてないのか、近隣の取組状況について尋ねるというご質問でございます。長洲町の金魚タクシーが平成23年10月から運行して、利用者も増加の傾向にあって、住民の皆さんからたいへん喜ばれているというふうな情報も聞いているところでございます。また、最近の新聞では玉名市で路線バスの2路線の廃止を、9月まで運行して、それから乗合タクシーで運行していこうと。それから、荒尾市でも3路線のバス路線を廃止していく、これも同時期、平成25年10月から乗合タクシーでの運行をしていきたいというふうな新聞報道があっております。南関町では、先ほど町長が答弁されたように、南関町に合った交通手段を十分検討していく必要があ

ると思っております。

この後の質問につきましては、自席から答弁させていただきます。

○議長（本田眞二君） 再質問をどうぞ。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。今の路線の廃止路線ですけど、私も廃止路線の地域を回ったんですけど、昭和48年とか、そんなにもう40年前ですかね、そんなに早くからなくなつととは思いませんやっただす。地域の方は何か八田から杉本間ですけどね、産交バスしか通つたらんやっただろうという答えが多かったです。それでですね、今の総務課長が言われましたけど、何ら対策をとつてなかったと、しかし地域、なくなられた路線の方々は何か要望とか、そういう代替とかそういう要請とかはなかったんですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 平成4年の荒尾南関線の状況については、ちょっと私は不案内でございます。ただ、先ほど言いました瀬高山鹿線、いわゆる外目地区の路線バスの廃止につきましては、外目地区のほうから何らかの交通手段を講じてほしいというような要望が町に寄せられたと確認しております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、補助金の問題を言われましたけど、平成14年頃から補助金は出されたんですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 資料的に、一応10年間の資料をちょっと調べてみました。その前から出しているところもあると思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） すみません。何しろ私も10年と言うたものですから、もう本当、先ほど言いました40年前とか20年前だから、ほとんど資料は多分ないかなと思ってちょっと質問しましたけど。それで、この補助金の問題ですけど、今、14年出されて、2倍程度になったと。この補助金をバス会社に出されておりますけど、この庄山線ですね、あそこは補助金じゃなくて委託料になつとと思いましたが、あれはどういう意味ですかね、委託料というのは。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 当初は補助金に対象外だったというふうなことじゃないかなと思います。運行を委託すると、西鉄バスにその期間だけ運行を委託するというふうな契約を交わしたものだと思えます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい。わかりました。やっぱりそれってですね、庄山線でも委託されるなら、やっぱり今一番新しいのが21年ですか、瀬高間の外目線ですけど、あそこはなくなっておりますけど、やっぱりそれで庄山線を委託料を出すなら、やっぱりなくなった時点で町としても何らかの対策といいますか、委託料でも払って、私はやっぱり取り組むべきだと思いますけど、今後そういうことは考えておられませんかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今後、路線バスが廃止された場合の町の考え方をお尋ねだろうと思います。基本的に町の交通手段をどうすべきなのかという部分の全体的な構想の中からやっぱり考えていくものだと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 町としても、先ほど言われました交通確保には、やっぱり福祉バスと移送サービス、タクシー料金助成の事業の三本柱が取り組まれております。しかし、私がそこは冒頭申しましたように、やっぱり住民のニーズに合っていない点もあるんですよ。例えば、福祉バスの件ですけど、福祉バスは月水金ですね。1日おきになっております。やっぱり利用しづらいと、福祉施設に行っても、帰りがものすごく早いそうですよ。何か2時半頃あそこを出発するんですかね。今、利用状況ですよ、福祉巡回バスかな、今の利用状況はどうなっておりますかね。

○議長（本田眞二君） 今度は答弁の時間ではありますが、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後2時47分

-----○-----

○議長（本田眞二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の番でしたので、これを続行してください。福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 福祉バスの利用人数というところですけど、一応毎日の運転日誌等で数字を確認させていただいた分で、平成23年度の実績ということで4,428名の方がご利用をいただいているところです。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、利用者数が4,428名の方ですかね。利用目的はこれ何が一番多いんですかね。何か統計をとっておらるっつとでしょう。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 一応大きな目的ということで、病院、それから買い物、それから郵便局、それからJ A、それ以外といたしますか、銀行とか、そういったものについてはその他ということで一応集計をいたしております。その中で23年度の実績でございますけれども、病院が386名、買物が1,201名、郵便局129名、J A 139名、その他が320名、こういう数字の集計をいたしておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今お聞きしましたら、買い物がものすごく多いと、やはり福祉施設に行かれる場合ですよ、買い物をして、あそこに温泉センターですかね、温泉センターというと失礼ですけど、福祉センターですか、あそこへ行かれると思いますけど、買い物して2時半に帰るなら、ちょっと時間がゆっくりされないという話をお聞きしているんですよ。今後、4月から町がしますから、なるべく来られて、ゆっくりくつろいでもらう施策も考えて、時間を考えるとか、何かそういうこともちょっと考える余地があるんじゃないかなと思いますけど、もしよろしければ、そういうことも一応考えとってください。

それと、移送サービスの件ですけどね。移送サービスはやっぱり65歳以上の高齢者で専用車で有料で移送サービスをしていますけど、その中でやっぱり家の家族の方が免許持ったら駄目だとうたってあります。しかし、今、若い人は仕事に行って、ほとんど家にいないんですよ。あとは高齢者の方しかですね。やっぱりそのところももう少し考えるべきじゃないかと思いますが、この移送サービスですね、この利用状況は最近どうですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 移送サービスにつきましては、これも23年度実績になりますけれども、一応利用については登録をしていただく必要がございますので、一応29名の方が登録をいただいているところです。その中で町内、町外のご利用があるわけですけども、一応町内につきましては178回、町外におきまして6回、実利用人数として98人という数字を把握しているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。今、29名の登録ですよ。去年は178回ですかね。それで、今年2月から今言われましたけど、98回、もう半分超えとるですね。やっぱりですね、これは利用を望む人が大きいと思うとですよ。この回数を増やすとか、そういうお考えはないですかね。ちょっとお聞きします。



○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 回数につきましては、月に4回ということで議員さんご理解いただいていると思います。その中でやはりこの移送サービスにつきましては、医療等の受診とか、施設の入所・退所、そういった特殊ということで、やはり回数につきましては月4回ということです。また、委託をさせていただいております。そういった委託先との協議、それから委託料にかかる金額、そういったことを改めて検討する必要があるかと思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ぜひ検討のほうをよろしく願いしておきます。

それと、もう一つの三本柱の一つですけど、タクシー助成ですね、これはやっぱり福祉バスが回ってくる日は使えないと、1日おきですね。緊急の場合、使う場合は、1日前に何か申請をします。しかし、本当に緊急の場合はそうすぐ対応はできないんですね。やっぱりそのところをもう少し融通を利かせるとか、何か考えてもらえたら私はいいんじゃないかと思っております。

それと、年輩の方が多いですね。それで、やっぱり年輩の方はどうしても字を書くのを嫌がられます。目が薄いとか、目が薄くてちょっと語弊のありますけど、字が見えにくいとかですね。それをサインとか簡単な印鑑を押すとか、それこそ私は考えるべきじゃないかと思っておりますけど、どうですかね。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） ます、利用の曜日等につきましては、このタクシー助成事業につきましては、23年の12月から施行しておりますけれども、必要な分は改正しようということで、要項の改正をこれまでもしてきておりますけれども、まず最初1回目は24年の4月にやりましたけど、まず町外の医療機関、介護施設に直接行かれる方は可能ということでしたけれども、そうじゃなくて、やっぱりもう少し遠い医療機関とか行かれる方もおられますので、交通機関、駅とかそういったところまでも可能ですということで要項改正をまずやりました。先ほど議員のご質問にありましたとおり、その曜日とか、特別に申請して利用いただくということでやっておりましたけれども、そういった要望もあったということもございまして、今度の4月から曜日は撤回して、1週間のうち6日いつでもということで、時間も制限をなくして、そういった形で使えるようにということで変更しております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） どうもありがとうございます。移送サービスもそうですが、タクシー助成、これもやはり家に免許を持った人がいると駄目とうたってあ

ります。しかし、やっぱり先ほども言いましたけど、高齢者の方と息子さん、例えば若夫婦がおってもですね、仕事に行っていないんですよね。これですね、高齢者の方は本当はもう運転が怖いからしたくないと言われる人もおるんです。そういう人にもやはり助成も、私はこれは認めるべきだと私は思いますけど、先ほど4月から曜日も関係ないと言われましたけど、まず今後そういうこともよろしければ検討の一つに入れてもらいたいです。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） これまでも免許を取得されている方の世帯であっても、どうしても運転ができないような状況にある方等は特別の事情ということで認めておりました。今後もそういった聞き取り調査を十分行いながら、必要であるということであれば、そういったことも該当できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。私は、このタクシー助成に関しては、私は非常に素晴らしいことをやっていると思うとですよね。なぜかという、普通、手続きは役場に町民の方が来られますけど、このタクシー助成はわざわざ出て行かれて、写真を撮って、出向かれて手続きをされとります。私はこれは本当に素晴らしい住民サービスだと思います。いい対応はされておりますけど、中には年輩の方ですから、よくど忘れされとる人が多いんですよね。やっぱりそういう人たちもたまには連絡を取るとか把握をされて、気軽に利用できる、やっぱり利用者のニーズに合った改善をお願いしたいです。よろしく願いしておきます。

それと、今、路線バスの廃止地域ですけど、実は私も地域の方からちょっと話を聞いてきました。どうですかということですね。そしたら、やっぱり路線バスのないところで車の利用ができない方ですね、今まで自転車で移動していたが、高齢になり、乗れなくはないが、転倒し、ケガをしたら怖いので、仕方がないので歩くしかないとお聞きしました。中には腰を曲げて歩かれる人もいます。別の方はですね、今の時期はいいと、夏は早いうちに病院に診察に行きますが、帰りはバス停から歩いて帰ります。その頃は日差しも強く、休憩する場所もないと。病院に行っても、家に帰る途中、喉が渇いても店はない。自動販売機もない。気分が悪くなるそうです。町で買い物をしたときは、長く持っている手に食い込んで痛いそうです。また、車を持っている方でも、私が知っていますが、近所の方はやはり路線バスがないために運転をされていますが、30キロ以下の運転で、後ろを運転していた人たちはやっぱりはらはらですよ。30キロというと、ほぼ渋滞するとですよね。たまたまですけど、私は同じ地区の方ですけど、亡くなられて、その方がたまたま

お通夜に私の目の前を行かれたんですよ。ちょうど薄暗い時間帯で、高速道路ガードの下でトンネルに入られて、目がくらまれたのですかね、ゆっくりと中央線を越えて、反対車線にいた車はびっくりして左隅に停車していましたが、そのまま止まっている車に衝突されたんですよ。高齢者の車に、前に横に奥さんが乗っておられて、後ろに近所の年輩の方が乗っておられました。やっぱり顔を打ちつけられて、腫れあがられておられましたけど、それでもお通夜に来られておりました。乗せてもらっているのに、病院に行くのが何か気が引けると言われて、なかなか病院に行こうとされなかったんですよ。今はこうやってブレーキとアクセルを踏み違えて、店舗に突っ込んだり、人を傷つけたりと、高齢者による事故があります。本当は運転はしたくないと、運転が怖いので乗りたくない。危ないから免許返上したいのが本音のようですが、やっぱり交通の便がない地域の方は、やっぱり悩みながらハンドルを握るとるんですよ。これが現状です、今。こういう高齢者が増え、不便を訴える方々の現状をやっぱり、今お聞きしてどう思われますかね。何らか早く対策をとるとか、私は思いますけど、どうですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 高齢者等の交通手段の確保、私の場合は路線バスを補助金を出している部局としましては、やはり総合的に判断していきたいと。当然、交通手段を確保していくと、いわゆるタクシー助成事業の規制の緩和とか、そういうところも含めまして、全体的な、総合的に判断していきたいと。また、住民の声も十分聞いて、どのような対策がいいのかという部分を今後詰めていきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、県内では、今年の2月ですかね、確か2月26日まで、9人の方が、高齢者の方が亡くなっております。昨年より6人も多いようですよ。65歳以上が全体の6割を超えているとのこと。危ないから本当は免許返上したい人たちに、また安心して返納されるように対策を、私はもう早めに打ち出すべきだと思いますけど、いかがお考えでしょうか。総務課長。

○議長（本田眞二君） 答弁の途中ではありますが、10分ほど休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時01分

再開 午後3時09分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でしたので、これを続行してください。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 高齢者等の免許証の自主返納で何らかの得点制度はあるかというふうなご質問でございます。玉名署管内では、平成22年8月に自主返納得点制度を設けております。どんな制度かといいますと、まず表彰状、それから2,000円分の商品券の贈呈、それから運転免許履歴証明書の提供というふうなことをやっております。それから、玉名市内の3社のタクシー会社が運転歴の証明書を提示すると料金の1割減というふうな制度を設けております。それから、産交バスについては、23年4月からバス運賃の5割引きというふうな制度を設けております。南関町では、うから館、それからセキアの温泉の入浴料の半額制度を設けているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、相談なんかあってるんですかね。それと、今、免許自主返納されている方ですね、今どのくらい南関町はおらるっとですかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町だけの数字は把握しておりません。玉名管内で報告します。先ほど、この制度があったのが22年8月と言いました。その開始前は0件だったと聞いております。それから、この制度を開始して54件に増えたと。そして、23年度の実績を言いますと、67件、自主返納があったと聞いております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） やはり南関町も、先ほど言いましたが、高齢化率も上がっておりますので、やはり安心して返納される制度を設けてもらいたいと思います。それと、何回も言っておりますけど、やっぱりこの路線バスは利用者がものすごく減っている現状ですね。減っております。私も去年か、1回乗ったんですけども、1人か2人しか乗ってないんですよ。最近はこの路線バスは総務課長が一番ちょっと一生懸命取り組んでおられますので、何か総務課長、最近バスに乗られたことはございますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 本当にバスに乗る機会は減りました。しかし、昨年、私も1回乗りました。なぜかという、熊本で飲み会の会議があったものですから、どうしてもバスを使って行こうということでしたので、産交バスで南関の上町から熊本まで行きました。そのときの状況を言いますと、南関の上町から1人乗られて、それから交差点のところ若い人が2人乗られて、それから菊水までは乗車がありませんでした。植木に行くと、多少乗車がありました。それから、熊本市内に行くと乗車があって、時間的には4時ぐらいのバスだったと思いますけど、本当に南関

から植木までの乗車率はもう数人、数えるしこしかありませんでした。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 南関町も路線バスを活用しましょうと、堂々と広報でうたっていますので、ここにおられる課長さんクラスたちもなるだけ利用するようにしてください。やっぱりこの利用者が少ないということは、もう皆さんもほとんどわかっておられますけど、私は何度もちょっと申し上げますが、高齢化が進む中、公共交通空白地帯、交通弱者をどう守るかですよ。そのためには、やっぱりどのような対策をとればいいのか、やはり住民の声を聞くべきですよ。本当は訴えておられます。町行政に対して言えない、言いにくいでは、やっぱり駄目ですよ。言えるような身近な行政、親身になって行政を行ってください。特になくなった路線バス周辺、交通空白地帯、不便地域に足を運び、現状を見ていただきたい。取り組むことが出てくるはずですよ。先ほど、町は交通空白地域と不便地域は設定してないと言われましたけど、路線バスがあってもバス停までが非常に遠いと。不便地域はどの地区もあります。例えば副町長のところもそうだと思います。あそこはちょっとたかまりと言ったら失礼ですけど、あそこから下っていくと、もう下りはいいですよ。帰りはもう2キロ以上ぐらいあるんですかね。非常にどこでも各地区にあると思うんですよ。やっぱりそういうところをバス停まで何キロあるとか、そういうところを状況を把握することが私は大事だと思います。そのためにやはり不便地域、交通空白地域の設定を設け、早めの改善、または早めの対策を私は打ち出すのが緊急課題だと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 副町長に求めますか。副町長。

○副町長（本山一男君） じゃあご指名でございますので。

確かに言われますように、南関町の地形は集落がどちらかという高台に集落があるわけですね。私のほうはそう、2キロぐらいですけども、逆に久重あたりになると、もっともっとひどい状況なのだろうと思います。おっしゃいますように、これから先は超高齢化社会を迎えます。そういう中で、いかに住民の皆さんの交通手段を確保するかというのは大きな町政の課題ではないかと思います。先ほど総務課長が申し上げておりますように、これから先どう守っていくか、今後検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。急に振って申し訳ありません。

今、本当に豊かな時代と思われまして、今、難民がおらるつとですよ。また、増える恐れがあります。今まで近くにあったお店がなくなり、買い物が不便になっ

ている買い物難民ですね。それと、近隣で給油できないガソリン難民、これはガソリンの需要が今減って、経営が厳しい中、確か今度、法令が変わり、古いタンクなんか改修しなくてはいけないようになっておりますので、何か経費がものすごくかかるそうです。やっぱり継続をあきらめるところもあるそうで、県内でも結構、給油所が減ってるそうですよ。それと、今問題になっております交通難民です。荒尾市では平井と府本地区の路線バスの廃止を今年の10月からしますけど、今度新たに乗合タクシーの導入をする予定となっております。この3路線のバスが廃止と同時に乗合タクシーを導入する予定にしております。行き先は、運行ルートは予約に応じた、その都度決めて運行する方式を導入することをあらかじめしております。高齢化社会に合ったやっぱり交通体系を確保するために、地域公共交通に関する協議会を立ち上げることだと思いますが、協議会はあると聞いております。まずは交通空白地帯の解消の取り組みのためにも、交通弱者はもとより、誰でも利用できる予約制乗合タクシーを私は導入すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 今回、バス路線の補助金の増額等を考えてみますと、利用者の減少も考えてみますと、一番利用しやすい交通手段を考えるときに、乗合タクシーが有効な手段だと考えられます。ただ、長洲町とか八女市の状況、デマンド型のタクシー事業でございますけど、その事業形態を見ていきますと、いわゆる管内だけの交通対策、長洲町は荒尾シティモールとか、荒尾市民病院まで行けるようなシステムをとっていますけど、通常のデマンド型のタクシーについては、いわゆる管内だけを対象としかしてないというふうな制度上のシステムがあります。そこをどうクリア住めるかという部分が大きな課題であるということと、バスで3,200万円で補助金を出していると。デマンド型のタクシー制度を町でも導入すると、初期投資で1,500万円、それから維持管理で1,700万円程度の経費がかかってくるというふうな状況を踏まえて、南関町の路線バスの路線を廃止することができるのかと。当初、町長の答弁の中に便数を減少することは可能かもしれません。和水町、山鹿市、または和水町、熊本市と協議していく中で、当然、便数を件数については昼間の利用が少ないところを減していこうというの也被考えられます。それから、実質的には現状のシステムでいきますと、そのような状況の運行しかできないと。南関町にも南関町公共交通対策協議会というのがもう組織されておりますので、この点も踏まえて、住民の皆さんの意見、アンケートも踏まえて、今後の対策について検討していきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 町民の方は非常に困っておりますので、もうアンケートを

取って、ぜひ検討のほどをよろしく願いしておきます。

それと、今、南関町総合振興計画ですね、これは後期ですね、平成23年度から平成27年度、これは生活交通の確保の基本方針では、ここであってありますけど、誰もが利用できる公共交通機関の維持に努めますと、主要施策の公共交通の充実では、バス路線はやっぱり維持すると書いてあるですね。維持し推進するとともに、乗合タクシー、NPO等による福祉移送サービスなどの検討を行いますとあってあります。これは何か会議といいますか、何かどのくらい話が出て進んでおりますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） まず事務レベルで、庄山線のバス路線について、荒尾市、大牟田市と協議をしております。国県補助の対象路線にすぐできないかと、そのことで経費が削減できないかというふうなことも協議をしております。

それから、デマンド型タクシーのシステムですけど、これはNTT西日本が開発しておりますので、そこの協議もしております。先ほど言いましたが、1,500万円の初期投資、1,700万円の維持管理と、その経費についてはNTT西日本とシステムの開発会社と事前にちょっと相談したというふうな状況でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） すみません。総合振興計画、もう一つその中にやっぱり生活移送確保で九州新幹線の接続を容易にするため、新幹線による通勤・通学に力を入れると書いてあるんですけど、これよりも私はその中に交通不便地域、やっぱり先ほど何度も言いますが、交通空白地帯の問題も取り入れることが私は非常に大事だと、私は思います。

もう一つ、今度は定住自立圏構想ですか、それもちょっと策定もなされておりますが、やはり中心地と周辺市町村が協定を締結して、定住のための暮らしに必要な諸機能の確保には、やはり何といても交通機関の確保ですよ。先ほど何度も言っておりますけど、乗合タクシーはやはり私は早めに検討すべきだと思います。

最後に、南関町に合ったまちづくりの観点からも、やはり今取り組んでいる住んでよかったプロジェクトですか、あります。今、18事業ですかね。今度一つ増えて、宅地分譲がちょっと上がっておりますけど、この中に私は20番目に交通システムの導入について私は取り組んでもらいたいですよ。今、九州で一番住みよい町ですか、何かインターネットか何か上がっているとちょっとお聞きしましたが、やはり交通空白地帯が多いようじゃ、やっぱり人は寄ってこないですよ。この交通システムはやっぱり人の移動の手段だけじゃなくて、まちづくりですよ。地域づくり、施策としてですね、私は積極的に取り組み、地域に応じた取り組み、地域の活

性化、私は地域再生プロジェクトとして進めてください。行政は、町民が私はおられるから、私はあると思います。安心して暮らせる町ですよ。町民の方々に公平な福祉向上をするためにも、新しい交通システムを取り組んでください。町民はまっとうしております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 答弁は要りませんか。結構ですか。

○2番議員（境田敏高君） はい。

○議長（本田眞二君） はい。以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

続いて、5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） こんにちは。私が今日の最後の登壇となりました。よろしくお願ひしたいと思います。5番の田口でございます。私は、3点ほど質問させていただきます。

まず、その前に、昨日、一昨日と、陶器梅まつり、本当に参加された方、また議員の方も4名ほどが参加されまして、無事に終わりましたことを本当お喜び申し上げます。私も昨年まで9年間、実行委員会のメンバーでございましたけど、どうにか役が逃れました今年はずっくり見させていただきました。本当にありがとうございました。

さて、質問のほうに入りたいと思いますが、まず第1番目に、介護施設の実態把握についてということで、これは先月の2月8日、午後7時過ぎに、長崎市のグループホーム施設で火災が発生いたしました。ここで入居者の方4名が死亡され、また2名の方が意識不明、それから4名の方が入院されたということで報道されましたが、犠牲になられた皆さんにご冥福を申し上げますとともに、入院されている方々の早い回復をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、この長崎市は、このグループホームに対して、今まで防火扉の設置等で再三指導されたが、施設側は放置し、改善をしなかったという報道がなされました。私どもの南関でも公共施設1カ所、民間施設が4カ所ほどあると思いますが、行政指導されているかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、2番目に通学路の件、これは1つ目が福山から関町の向井石油ガソリンスタンドの横の高速道路のトンネルでございます。これがトンネルが非常に狭くて、車の量が多いと。常にあそこで接触事故が起きてるのをよく見かけます。以前はここは朝8時半までは両側とも通行不能でございました。ところが、いつの間にかその標識もなくなると。朝早い時間から通行が非常に多うございます。あるいは、両方に鏡でも設置してあれば、入るところが小さいものですから、よく見えないんですよ。それで、両方から突っ込んで動きがとれなくなって接触事故が起



きてるといふ状況をよく見かけておりますので、この点に対してお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、南関インターから宮の前に通じる道路でございます。ここは最近、化学工場が出来まして、きれいに反対になってるんですが、その前のほうが買収ができなくて、本当に歩道が50センチあるかないか、1メートルないぐらいの通学路でございます。特にあそこは狭くなってるし、カーブですし、子どもたちが非常に危険を感じます。これをどのようにお考えになっているか。

それから、その先で手前でございますけれども、自動車の整備工場が宮の前にあります。あそこから階段が下るんですけど、あれが鉄製でできてまして、雨の日ですとか、雪の日なんかは滑りやすいですよ。それで、それに手すりもないと。角度がだいたい55か60度ぐらいの勾配なんです。これを通学路に使ってるんですが、何とか改善して、手すりでも付ければ、少しは危険防止になるんじゃないかなということでお尋ねいたします。

それから、もう一つは、インター近くの何か白秋の森というそうでございますけれども、以前、誰という知事さんもお名前は上げませんけれども、お手植えされた檜の木が森でございます。これは9月だったですかね、鶴地議員がツツジが手前に植わって、駐車場でごみが山積みになってるといふ質問がございました。その反対側でございます。あそこが植えられただけで、草刈りもなければ、間引きもないと。今現状は、カヅラが巻き付いて、もう本当のどこでもある山に近い状態になっております。これが管轄がどこで管轄されているか、今後どのようにされるかをお尋ねいたしたいと思います。

以上、3点を質問させていただきます。あとは自席にて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました5番、田口議員の介護施設の実態把握の質問にお答えいたします。町内の介護施設につきましては、公設の延寿荘、民間による有料老人ホーム、グループホーム、小規模多機能ホームが運営を行っております。この中で町による行政指導の対象となっております施設といたしましては、グループホームの3施設、小規模多機能ホームの施設となっております。対象の各事業所では、事業所入所関係者、地域住民代表、行政担当者との定期的な運営会議を開催し、防火対策を含めた安全施設の運営に努めているところでございます。行政といたしましては、日頃から防災に関して啓発と訓練の実施等と呼びかけており、この度の長崎での火災を踏まえ、各施設に対して実態調査を行い、防火安全体制の徹底を示したところでございます。さらに、有明消防本部による現地立入調査を実

施されているところでございます。

2つ目の通学路の質問に対しましては、教育長よりお答えします。

次に、インター近くの白秋の森の整備についてのご質問にお答えいたします。ご指摘の箇所は、南関インター入口東側の県道敷地となっているところでございまして、管理は玉名地域振興局土木部でございまして、昭和62年に当時の県知事が自ら植樹にお見えになり、白秋の森と名付けられた緑地となっております。県道用地の法面であったところで、埋め立てられて平場となっているところでございます。町としては、これまでの改善の要望を行っており、その結果、ようやく本年度に間伐が実施されているところでございます。詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 5番、田口議員の通学路のお尋ねに対してお答えをさせていただきますが、通学路に関する議員さん方の常に気をかけていただくことに対して有難く思いますし、先の議会でも町内の各学校、子どもたちの通学路、それこそ全国的に登校中の通学路に対する車の飛び込み事故と、死亡事故というようなことで配慮いただいておりますことに有難く思います。詳しくは課長のほうから、1、2番についてお答えさせていただきますけれども、各学校それぞれ地域の区長会だとか、あるいはPTAのほうから通学路の改善を求めて、町へ、あるいは建設課を通じて県事務所へというようなことで何度も要望書があちらこちらから出されておりますけれども、最近の動きでPTAよりも親さんがなかなか忙しくて、要望に来れないような状況になって、いわゆるじいちゃん、ばあちゃんが親の代わりになって要望を出しにお出でするというようなことで、もうそれこそ今、学校応援団事業ということで取り組んでおりますけれども、議員さん方も含め、子どもたちの安全・安心登下校のために、今後ともそういったお取り組みをいただくことに感謝を申し上げ、詳しく具体的なことについては課長からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） それでは、5番議員の田口議員のほうの2件目の質問にお答えさせていただきます。まずは、その福山の向井石油から通る高速道路ですね、あそこのボックスの中ですけれども、なんべんかずっと確認をしておりますけれども、まずこの道路標示に7時半から8時半ということで、中山から来る方向とマテゴ屋から来る方向には道路標示はあります。標識もマテゴ屋のほうに立っております。向井石油側も左側に立っております。ただ、議員おっしゃるように、ちょっと

小さいというのは、私もそう思っております。この件につきましては、子どもたちがどうなっているかということをお学校に問い合わせましたところ、今、福山から2名、小学校5年生と6年生が2名通学をしていると。来年はもう1名になるということです。学校で、これが実は昨年度、24年8月8日に小中学校の通学路の安全点検というのが行われております。そこに入っております。入っている中で、これをどうするかということで、現状は朝の時間帯、通行規制となっているが、車が多くなっているという、いわゆる課題になっております。対策はということをお、通学道路の変更も考えていかななくてはならないということで、学校のほうに対策をお願いするというような措置の仕方になっております。このへんで今の一緒に教頭と話をした結果、保護者と話して、マテゴ屋のほうに回れば歩道があって行けるから、そちらのほうに行ったらというふうな協議をしていくと。その可能性は大きいということで、今お答えをいただいたところでございます。しかし、ここはやはり法令上、通ってはいけないというところでもありますので、2月の22日、警察のほうでぜひ取り締まりをしてくれと。これは子どもたちのみならず、やっぱり高齢者の方も通られますので、ここはやっぱり通らないという啓発が必要じゃないかということで、ここは随時、警察のほうにお願いをしていきたいなというふうに思っております。子どもたちについては、新年度からは保護者の了解があれば、向こうのほうに回る、1名ですけど、可能性があるということでございます。

続きまして、北開の生コン工場から宮の前の通学路で1メートルぐらいのところは20メートルぐらいあるんですけども、これも危険箇所のところに入っております。この対策はどうなっているかといいますと、ここは現状課題はインターチェンジから出た車がスピードを出して非常に危険というふうになっております。対策は、道路管理者で歩道の設置を要望するが、早急の対応は無理とのことということで、県のほうに要望を上げてあります。PTAに協力して送迎や登下校の監視などで、登校指導を行うというふうに学校にお願いをしているところでございます。このところがなぜできないかについては、建設課長のほうがちょっと詳しいので、あとでお願いをしたいというふうに思っております。

それから、先ほど階段の話がありましたけれども、あの階段はちょっとなんべんか見たことがあるんですけども、確かに急ですね。急であるために、そこがどこの所有なのかということで調べましたところ、どうもやっぱり土木事務所の、県の管轄であるということがわかりまして、県のほうに聞きましたところが、ちょっともういっぺん確認をして、里道ならば町のほうに移管しているけれども、県の管轄ならば検討すると。そのお答えは、あとで建設課のほうにお知らせをするということです。要望とすれば、やはりもうバリアフリーというか、ユニバーサルデザイン

というか、もう誰が通っても安全のためには階段の踏面のところを滑らないようにして、手すりを付けたが一番いいんじゃないかというふうな要望をした方がいいというふうに思っておりますので、要望として、そういった要望を、これは県の管理下でありますので、そういった要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） ほかに補足はありますか。建設課長。

○建設課長（大木義隆君） それでは、2番目の質問の通学路の件の②のほうですけれども、北開の生コン工場より宮の前までの通学路で、インター近くの道幅が1メートルないところがあるということのご指摘でございます。先ほど教育課長のほうが申されましたように、詳しいことではございませんが、県道大牟田北線、南関大牟田北線の開業時に、用地買収を試みられておりますが、ちょっと奥のほうにあります1筆が相続が困難と、もう明治時代から残っている名前の方の相続が困難ということで、県のほうが用地買収をできておらずに残っているということでございます。これも先ほど教育課長が申し上げましたとおり、通学路緊急安全点検のほうでも道路管理者、それから警察、町ということで、それと町の教育部門と合同で点検を行ったところですが、そのときにその近くが工法的なこと何か対策ができないかということで、県のほうにはお願いを、検討をお願いしているというところでございます。これからも継続して、早期実現ができればよろしいんですけれども、継続的に要望はしていくということにいたします。

それから、インター近くの白秋の森の整備についてということでお尋ねですけれども、議員ご指摘のとおり、現在は檜の木が密生して、管理がやっぱり届いておりません。景観を損ねております。先ほど町長答弁にもありましたように、町はこれまでも改善のお願いを行ってまいりまして、今年度、2月の終わりですけれども、県は間伐を主な業務としまして、取り組むこととされております。業務名が南関大牟田北線単県道路美化対策委託ということでございまして、2月末日に入札が行われております。工期は3月の29日までということで、県道に面した2カ所森がございまして。広いほうの森は間伐、西側の狭いほうの森は全部切ってしまうというふうな予定を聞いておるところです。

それとですね、先ほど通学路の件の2番ですけれども、建設課のほうに追って連絡があるだろうということでしたけれども、今のところ、その回答はまだこちらのほうには届いておりません。

以上です。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、5番議員さんの介護関係の施設について、町内

にはグループホーム3カ所、小規模多機能ホーム1カ所ということで、この4つの施設について行政指導がなされるというところでございます。この4つの事業所につきましては、2月に1回、町長答弁の中にもありましたように、会議を、推進会議、運営会議という形で行っております。その中で町も同席いたしまして、それぞれ国・県等の指示等があれば、その席において事業者のほうに指示をいたしているところでございます。

それから、スプリンクラーの設置等ということでございますけれども、4カ所のうち3カ所につきましては、延べ面積が設置基準の義務付けられているというところで、既に設置をされているところでございます。その中でグループホームの相谷に位置しますたにぎき、この分については基準面積以下ということで、設置の義務はなされてなく、今現在、設置されておられません。しかし、早急に事業所さんのほうについては早急に設置したいという意向のお話はいただいております。また、そのたにぎきさんのほうにつきましては、県が国の介護基盤緊急整備等の臨時特例基金という制度がありますので、1平米当たり7,000円の補助がありますので、ぜひそちらのほうを使っていただいて、できるだけ早い時期に設置していただきたいというご要望を申し入れをいたしているところでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） あまり質問するところがなくなってきましたですね。さっき白秋の森のところですね、あれは今2月から3月にかけてされているという話ですので、これ以上お聞きしませんけれども、鶴地議員が前質問された、桜の下のツツジがありますね。あのツツジもよければ伐採していただいて、ガードレールと鎖を取っていただけたらなど、景観上ですね、それもよければちょっと検討していただきたいと思いか、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） いずれにしても、県の管理ということになります。以前から申し入れは行っておりますし、今までのあそこが閉鎖された経緯というのがございまして、そのあたりも含めて、再度、県のほうにはお話をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） これが昔は、ごみの山になってるのが、ごみを入れるかごを置いてあったんですよ。それで、あそこにずっとごみが溜まって、ごみ捨て場になったような記憶があります。だから、よければもう目立つように前面のツツジを

取っ払っていただいて、ツツジを植えてあるあれも全部撤去してもらえば、返ってすっきりしていいんじゃないかなと思うんですが、そのところをご検討お願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今のご意見、有難くいただきたいと思います。いずれにしても、県が管理しているところ、それともう一つは頂上付近にあるというところで、インターのほうから南関のほうに来るときは左側にございますので入りやすいと思います。ただ、反対側から上がってくる車が入るとするのは、ちょっと見通しが悪いかなというふうに個人的には思うところです。そのへんも含めて県のほうにこの実情をお話しまして、ごみ箱があったということから始まったというふうなこともお話をしまして、何らかの対策をとっていただきたいというふうに要望を伝えたいというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） なるべく景観のいい、玄関口でございますので、何とかきれいにしていただけたらなと思います。

それと、今度、さっき言いました白秋の森ですね、あそこは看板も何もないんですよね。こうして何とか知事がお手植えされた森ですよという看板を設置されたら、もう少しみんなが大事にするんじゃないかなという気がするんですけど、その点はいかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） その白秋の森という名前を付けられた経緯というのは、自ら当時の細川知事がこちらに来られて植樹されたということになるかと思います。また、管理するところが県の玉名地域振興局土木部ということになっております。そちらと話し合いながら、町で設置するかどうかは、ちょっとここで即答はできませんけれども、設置するならば部署も決めることも必要かと思います。そういうことで観光になるのか、それともそのほかの目的で設置するのか、そのへんを十分話をしながら検討、設置できるかわかりませんが、そのへんの協議は進めたいと思います。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） ちょっと今、設置できるかどうかじゃなくてですたい、なるべく設置するように努力をしてですよ、わざわざこうして県知事がお手植えになったんだからということぐらいは考えてくださいよ。ただ県だから、県だからで、県に押しつけるんじゃないくて、よければ南関の文化協会もあるんだから、そちらとも話して、何とか文化協会でもこういうことをしていただいてもいいんじゃないか

と思うんですが、いかがですか、教育長。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 文化協会に振られましたけれども、県から予算がもらえれば、もう喜んで取り組みたいと思いますが、一応建設課長あたりと相談しながら、県に働きかけたいと思います。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） はい。よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

これで、本日予定していました一般質問は終了しました。

なお、明日12日は、中学校卒業式のため、午後1時30分に時間を繰り下げて会議を開くことにいたします。

本日は、これにて散会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時53分